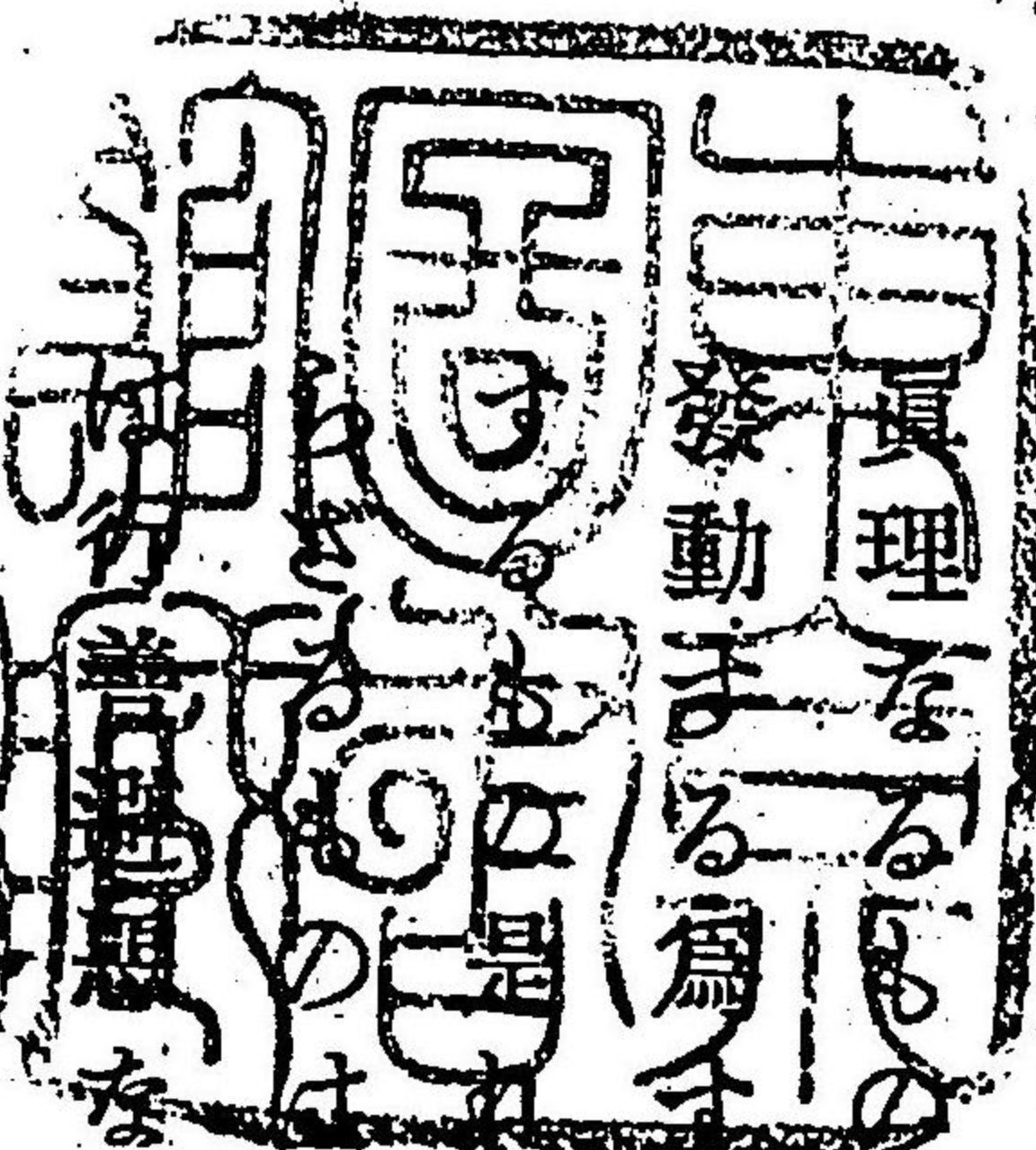


18  
576

神  
人  
論

自序



眞理は實在にして實在は眞理なり然して此の實在の眞理なるものは吾人の固有せる直覺の悟性中自然に發動する爲すべきに屬し爲す可らざるに屬すと知覺なり此の爲すべきものは善なり爲す可惡なり之れに由りて是れを觀れば眞理なり而して眞理の率由せざる可らざるは行善避惡の吾人に利なればなり吾人に功たればなり善惡は此の外に出でず行避は此の他に有らず是れ人類の眞理にして倫理道德の原則なり然るに爲すべき

とを爲さず爲す可らざるを爲すものあり是れ等は眞理に悖戾するを爲すにて罪科を干犯するものと謂ふべし刑罰の必要は之れよりして興る顧ふに人類の勸懲賞罰は之れに竭き茲に全し世の政學者之れに由りて法律を製定するを爲し政治家之れに基きて賞罰を執行するを爲す然れども法文に缺漏する所あり執法に訛誤する所あり此の間奸黠の徒は巧みに法網を潜脱するを謀り質樸の民は拙にして冤罪に陥り是非顛倒して善惡地を更ひ詐りて免かるゝものを稱賛し黙して罪せらるゝものを嘲笑し曰く優勝劣

敗なりと焉んそ知らん惡勝善敗ならんとを是れを以て不正跋扈し善惡横行す故に人皆な詐僞を事とし奸黠を恣まにし自利を貪ぼりて害他を憚るとをせず虚名を羨んで徳行を惰たり僥倖を冀ふて勤勉を嫌ひ驕奢を尊んで節約を卑み小節に區々として大計を蔑にす故を以て人々相害し相傷ふとを爲し以て相防ぎ相訴ふるとに従事す豈に煩しきに耐ゑざらんや然も此の際世道人心を矯正するに足るの宗教なし止むなくば行善同盟か避惡の誓約か我は信ず政治の缺典と宗教の廢弛とを補綴するは社會同盟の他に救濟の策な

きを此の同盟にして成立し信賞必罰の制裁宜しきを  
を得る時は庶幾くは吾人に裨益あらん余は知識に乏  
しく行文に拙なり然れども時世人情既に不可なり感  
慨の情黙視すべからざるものあり爲めに謏劣を顧み  
ず草案を稿して識者の高教を冀ふと云爾

四

明治廿八年一月

總洲 櫻井 靜記

千葉縣武射郡二川村

目次

神靈	第一	一
有無	第二	二十
相關	第三	三十七
人類	第四	四十六
功過	第五	六十六
道德	第六	八十一
信義	第七	八十六

忠孝 第八 ..... 九十二

偏尙 第九 ..... 九十七

本分 第十 ..... 百一

神人論

神靈 第一

總州 櫻井



神は全智にして唯一の尊靈なり神は全能にして萬能の威  
 力なり故に神智に於て知らざる所なく通ぜざる所なし神  
 力は於て爲さざる所なく能はざる所なし  
 神は創造するを主どり亦た化育するとを宰どる故に神  
 は眞理の本原にして亦た勢力の主本なり  
 宇宙萬物人の創造せられたるは眞理に由ると雖も是れ  
 能く神智の主どる所宇宙萬物人の化育せらるゝは勢力に  
 由ると雖も是れ能く神力の宰どる所  
 神の創造力は渾沌の氣に生々活動するの生命即ち靈と力

を賦與し之れをして自から能く醇化し得せしめ以て宇宙  
 萬物人を生成爲さしむるなり  
 神は精氣を原造し之れを資質とし之れを材料として宇宙  
 萬物人を創造すると爲す吾人此の前なる精氣を無形(形  
 以上)即ち元素亦たは資質と稱し後なる萬物人を有形(形以  
 下)即ち物體亦たは形體と稱せり世に元素と物體資質ノ形  
 體に分別區畫するものは是れなり然れども此の二者は等し  
 く神の靈と力の發作なるなり運行なるなり亦た變體なる  
 なり變形なるなり故に元素資質も物體形體も全然同一な  
 るなり  
 神の化育力は元素と物體と相生じ相養はしめ資質と形體  
 と相利し相助けしめ物々々人と人々々も亦た交互に相生し相養

ひ相利し相助け以て各自をして己が性能を遂達するを  
 爲さしむ夫れ性を遂げ能を達するは吾人の神より賦與せ  
 られたるの本分なり自他生養し彼我利助するは神より命  
 令せられたるの責任なり吾人此の本分を竭し此の責任を  
 勤めて善化得らるべく幸福得らるべし  
 之れに由りて是れを視れば創造は神の主とする所化育は神  
 の宰とする所而して善化と幸福とは神の庶幾せる目的なり  
 神靈は無限量なり即ち限竟なきの生命なり精氣と萬物  
 人と其生命を神より賦與せられたるものなれば永生にし  
 て盡滅ざるものなり  
 神力は無上必至なり即ち創造せざる所なく亦た化育せざ  
 る所なきものなり精氣と萬物人と其勢力を神より賦與せ

られたるものなれば醇化するとを爲し生成するとを爲し  
 遂性するを爲し達能するを爲し復歸するを爲すに  
 於て停滞止息なきものなり  
 神は原始を主どり終結を宰どる故に創造し化育し尙ほ其  
 上に儼然卓立して常に功過を監督し賞罰を執行するとを  
 爲す  
 天上地下一切の事(無形の理)物(有形の物)は神の創造ならざ  
 るなし故に事物は皆な神の事なり神の物なり是れを以て  
 神に自他なく彼我なく亦た憎悪なし  
 神が萬物人を主宰するの蹟を視るを創造するや各自に性  
 を賦して物は物たり人は人たらしめ能を命じて物に物た  
 らしめ人に人たらしむ亦た化育するや萬物人をして交互

に生養利助するを爲さしめ以て能く善化し幸福なると  
 を得せしむ  
 神の吾人に賦與したる此の性能は皆に自己のみの善化と  
 幸福とを増進せしめんが爲めにあらず之れを以て能く外  
 他の物と人とを利益せしめんが爲めなり之れに由りて是  
 れを觀れば神意は博愛能仁なり神理は純善正義なり吾人  
 亦た博く愛し能く仁むと神意の如く善を爲し義を行ふと  
 神理の如くならざる可らず  
 吾人の性能は神よりして自他を利益し彼我を利助すべき  
 爲めに賦與されたるものなるに吾人共に偏僻邪曲の情欲  
 に牽戀され神意の賦與に反き神理の命令に悖り自他を損  
 害し彼我を傷害するとを爲すに至る是れ惡過の原にして

罪科の因たるなり  
 神は吾人を仁愛し吾人の能く性能を遂達するを爲して  
 善化し幸福なるを得せしめん爲めに心意能力機關官具  
 等の最切要具を賦與せられ吾人をして能く思慮し能く感  
 動し能く知覺し能く記し能く辨じ亦た能く愛し能く惡み  
 能く欲し能く決する等の心意能力と亦た別に能く嗅ぎ能  
 く視能く聽き能く味ひ亦た能く爲し能く行く等の機關官  
 具を自由に發作し運動するを得せしむ然れども是れ等  
 自由あるの心意能力機關官具の賦與ある所以のものは神  
 が吾人に對して地上の主たり萬物の君たる重大の責任を  
 負擔せしむるものなり  
 神が吾人に此の自由ある心意能力機關官具を賦與したる

所以のものは之れを以て神意を奉じ神理を守り行善避惡  
 のとを爲さしむる爲めなり  
 自由は責任の存する所行爲の善惡は此の自由あるに由り  
 て分かれ功過こゝに於て定まり賞罰こゝに於て決せらる  
 故に苟も自由の行爲にして善惡ならざるはなく善惡にし  
 て功過ならざるはなく功過にして賞罰せられざるはなし  
 故に吾人の自由なる意思行爲にして神意神理に適従すれ  
 ば神は善功と爲して之れを賞賛し悖逆すれば神は惡過と  
 爲して之れを責罰す  
 神權の賞罰は吾人の行爲即ち善功と惡過とに對し必然に  
 反報せらるゝ所の禍福是れなり吾人共に善功を立て幸福  
 を賜與せられざるとなく亦た吾人共に惡過を犯して災殃



を蒙らされざるはなし神の信賞必罰なるや善功惡過に對し必らず應分均稱なるの反報を以て酬はざるとなし天網恢々疎にして失はざるもの之れを以てなり神の博愛能仁なるや吾人を創造し吾人を化育し吾人を主宰するに於て一片の自他なく苟且の憎惡なし唯た吾人を以て等しく性能を遂達するを得職司を保全するを得以て能く自他を利益し彼我を利助し斯くして善化の極たる幸福圓滿の彼岸に到達せしむるにあり吾人は間々神の恩徳に背戻き私情貪欲の奴隸と爲りて惡過を作り罪科を犯し大なるは心身を死殺され小なるは苦惱され煩悶さるゝに至る故に古來聖人は我々汲々として行善避惡の教化に熱心奔走するを爲し神意に反き神理

八

に悖り罪科に墮落するものを管只ら救濟んと欲せり神は所在に充滿し無邊に充實す故に神は在らざる所なく視ざる所なく聽かざる所なく亦た知らざる所なし盡天極地の間明暗となく遠邇となく將た一切の事と萬有の物と皆な神の監督ならざるはなく神の主宰ならざるはなし神の信賞必罰に於て脱漏る所なき是れか爲めなり故に君子は其獨りを謹むとを爲す神は博愛能仁に於て絶対に無量なるを以て吾人を善化し幸福ならしめん爲めにも亦た絶対に無量に吾人を彼の圓滿の域に到達せしめんが爲め自由ある心意能力機關官具等に於ける必須の要具を賦與せられ而して各個各別に職司を命し責任を定むるを爲せり然るに是れ等要具が吾

九

人の身上に獨立の運動を爲す時に當り偏僻放恣なるを爲し邪曲貪欲るとを爲し各自に己か一部の情欲を追求むるとのみに従事し我が一身全體の利害休戚を顧みんとを爲さず優渥き神が吾人に善用利使せしめんが爲めに賦與したる緊要なる能力機關を殊更に悪用害使し職司を捨て責任を輕んじ神意に反き神理に悖り敢て罪科を犯し刑罰に墮落するものと爲る

神は吾人を仁愛するに於て最も優渥きものなれば只管らに吾人の刑罰に墮落するを憂慮し憐愍し日夜となく明暗となく遠邇となく絶えず吾人に福音を降下し時々心智をして善惡を顯示さしむるとを爲し亦た悔恨の情意を發起爲さしめて改善懺悔を獎勵せしむるとを爲す

吾人が神よりして特別に賦與せられたる心意能力中に於て一層尊貴なるは直覺の能力とす吾人の萬物に卓絶し地上の主たり萬物の君たる所以のもの此の能力の賦與せらるゝあるを以てなり吾人は此の固有直覺力あるが爲めに眞理を認識し眞理を理會するとを爲し得て有意の動作を爲す時に當り自から品性を唱へ正しき行爲或は正しからざる行爲と謂ふ是れ正邪眞偽善惡醜美等を辨別するの觀念たるなり是れを正直の觀念認識と名く次て行善即ち爲すべきに屬し避惡即ち爲す可らざるに屬すと云ふ義務の觀念認識を生じ亦た繼て善功と爲して賞譽し惡過と爲して毀斥するとを斷決するとを爲す是れを獨知と名く神の仁愛なるや吾人に此の貴重なる直覺力を賦與し吾人

をして由りて以て神意を曉會り神理を詳知るとを得せし  
 め亦た神よりして時々降下す福音を受得せしめ吾人を  
 して行善避惡の行爲を爲すを得せしむ  
 神法は知らずして善事を行ふものをも重賞爲し知るもの  
 をして益々善事を爲すとを獎勵せらる亦た刑罰を免かれ  
 しめん爲めには知らざるものを教誨誘掖くとを爲し一旦  
 誤まりて罪科を犯し刑罰に墮落するが如きものも尙ほ能  
 く改善懺悔して淨身清潔のものと爲さんとを欲せらる  
 改善懺悔は神の愛好する所吾人眞實に神を信仰し神に改  
 悔する時は神は美みして往時の罪科を免除し吾人を歡向  
 するとを爲し慰恤するとを爲し教誨するとを爲し誘導す  
 るとを爲し然して能く彼岸の樂土に長生するを得せしむ

神權より來るの賞罰は必然に且つ必至なるものなるを以  
 て神權の賞罰は既往現在未來を貫過き信賞必罰を終結す  
 んば止まず故に祖先の犯罪にして子孫後世に遺傳るとあ  
 り亦た當年の犯罪にして後年に至り刑罰を蒙らざるゝと  
 あり故に神賞の遅々たる如きも決して神の忘失れたるに  
 あり故に尙ほ一層善行を積重しめて他日に大賞厚賚を授與  
 られんが爲めなり亦た神罰の急速に來らずして殆んど必  
 然なるを疑ふが如き有るは神が吾人の情意を憐愍みて改  
 善懺悔を待つものなり吾人神の恩徳を感謝し速かに改悔  
 せずして可ならんや吾人にして神の至渥き恩徳を輕蔑じ  
 改悔せざるのみならず暴惡にも益々惡行を放縱にする  
 らば終には神怒を蒙りて嚴刑酷罰を執行せられ一身を

十四  
惱殺せらるゝのみならず罪科の至大なるに及んでは子孫  
にまで災害を蒙らざるゝものなり  
吾人歴史上に於て善徳正義の士が當時に軼軻困頓するを  
視る然れども其人は必ず後世に至り公侯帝王にも勝るの  
榮譽と尊信とを以て款待せられ稱賛せられざるはなし之  
れに反し悪徳汚行一世を殘害爲すの僥倖者も時來り勢ひ  
究まるや概ね身首處を異にす幸ひに身を全ふするも居る  
に所なく隠るゝに地なく亦た免かるゝに途なく子孫血族  
に至るまで神の刑罰を蒙らざればなし  
神意は博愛能仁なるなり神理は純善正義なるなり神賞な  
るものは此の神意を遵奉し神理を遵守するものに恩賜せ  
らるゝものなり神罰なるものは之れに反し神意に悖戻し

神理に背反するものに蒙らざるゝものなり然れども神は  
絶對に仁愛に無量に善正なれば神の本體に於て固より増  
悪責罰等の之れあるものにあらず惡過を醸すものありて  
形罰を催促しこゝに備を作るを爲すなり  
賞善は神の定則にして罰惡は神の變則たり故に行善は神  
の愛好する所にして恩賞は神の欲望する所のもの之れに  
反し行惡は神の増惡する所にして刑罰は神の厭惡する所  
のものなり  
神は切ての善惡を主宰するとを爲せども賞罰を執行する  
とは之れを吾人に委任して敢て自からするとを爲さず故  
に世の賞罰をば吾人の間に於て交互に利賞爲さしめ將た  
害罰爲さしむるとを爲す吾人に各自正邪の觀念のあるあ

り善悪の情操のあるあり亦た愛憎のあるあり賞譽毀斥の  
能力あるは之れか爲めなり  
神は吾人に善悪を分ち功過を監み賞罰を執行するの諸  
能力を賦與するとを爲し神に代りて賞罰を執行するの責  
任を負担せしめらる故を以て吾人善行を視ては遽ち稱賛  
するの動機を發作し亦た正義を視ては助力し救援するの  
行爲に従事するものなり之れに反し悪行を視ては忽ち貶  
黜するとを爲し撲滅するとを爲し將た亦た責罰するとを  
爲すことに従事するものなり然れども吾人間に於ける賞  
罰の執行には神之れに參與し指揮するとを爲し助力する  
とを爲す故に隱徳も容易に世に顯彰せられ隱惡も亦た忽  
ちに撥かるゝなり

正理と純善と正義とは神之最も愛好冀望爲す所のものな  
り故に吾人此の神之愛好冀望する所を保持し断行する時  
に於ては神之れに與し神之れを扶助くるとを爲す視よ彼  
の救世者が莞爾として十字架の上に昇り平然として鎗身  
の腋下に挿入れらるゝの痛苦に耐忍するとを爲すは心裡  
隱々神と交通爲し神に稱賛せられ神に慰諭せらるゝの無  
上なる愉快あるを以ての故なり亦た無量なる喜悅あるを  
以ての故なり亦た彼の仁人義士が殉難大義等の爲めの故  
に断頭場裏に立ちて意氣泰然白刃の頭上に閃くも卓然動  
せず堅く本然の信を更ゆるを爲さず苟且にも大義明文の  
節操を枉屈るとを爲さず刑場の露と消失せ穢土と化する  
を樂みと爲すもの神之扶助あるを以ての故なり將た亦た

世論の露々たる譏諷の四邊を圍繞にも屈境せず断乎  
 として己が獨知の信を主張し世勢の挽回を以て一身の肩  
 上に負擔爲し動搖せざると磐石の如きは神の助力あるに  
 あらずんば焉んぞ之れを能せんや  
 神は仁愛に於て普徧なり普及なり故に善者の裝るべき恩  
 徳は等しく惡者にも蒙らしむ然れども神が特別に善者に  
 對して行善の爲めに貸すの威力援助は決して惡者が行惡  
 の爲めに貸すと爲さず常に貸與に吝なるのみならず反  
 對に抵抗するの力となり撲滅するの助と爲るものなり  
 宇宙萬物と人とは皆な神の創造する所等しく神の化育す  
 る所同じく神の主宰する所故に萬物人は皆な神子なり等  
 しく神臣なり臣子なるもの君父の神意を奉し君父の神理

を守らずして可ならんや特に負托の重任ある吾人に於て  
 をや

有形(萬物)は無形(精氣)よりして生成爲せるものなれども世に有形なき時は無形なるものも有るとなし有形無形の存在と名稱は二者の併立共存の時機よりす形以前の世即ち有形實在以前に於ては固とより有形無形あるとなし形以後即ち有形無形の存在以後に於て初めて有形無形の區別と名稱は附加せられたるなり此の形以前の世と形以後の世を通じ絶えず此の神境を主宰するものあり唯一の神萬能の神是れなり此の神は管に兩境を主宰するのみにあらず形以前の神よりして神理を布き神力を陳べ豫め無形を原造し漸やくに有形を創造するとを爲し終には有形をして無形に復歸するとも爲す

神は有形無形の最原なれども無形を原造し有形を創造してより有形無形をして交互に原因となり亦た交互に結果と爲らしめて相生と相化せしむるを爲し輪回止まず究極盡減ると是れなからしむ故に無形は有形の原なれども有形も亦た無形の原と爲るもの亦た有形は無形の果なれども無形も亦た有形の果と爲るもの斯くの如く有形と無形とは互に因となり亦た交々果と爲る故を以て有無の二者は何れも真正の原因にあらざる如く亦た何れも絶対の結果にあらざるなり有形無形一切の最原は是れ神にして無形の精氣が有形の萬物人を生成し有形の萬物人が無形の精氣に復歸するも皆な等しく神の眞理と神の勢力とを運行する所たり

絶無に於ては吾人見るとを得ず聞くとを得ず亦た知ると能はざるなり吾人が見るとを得聞くとを得亦た知ると能くするは形以後即ち有形と無形との併立共存の後に於てす世に有無二形の實在を顯示しこゝに於て區別を立て名稱を定むるとを爲すなり  
 有無の名は吾人の目に視手に弄ぶの固定せる形體あるもの是れを有形と稱し否らざるものを無形と稱す而して有形は固定の形體あるを以て實在たると分明なれども無形なるものも吾人の心智に於て亦た明かに理解し詳知し得る所のものなれば等しく實在たるものと謂ふべし  
 無形なる精氣が醇化して有形なる萬物人を生成爲し有形なる萬物人が遂性して無形なる精氣に復歸爲すを視れば

無形の氣と有形の物とは全然同質のものにして唯だ神の眞理と神の勢力との運行の爲めに變遷せられ推移せらるる形體の差違を現示するなり實に有形の物なるものは無形の氣が膨脹爲して凝結りたるものに過ぎず亦た無形の氣なるものは有形の物が退縮して離散するものに外ならず故に有形無形は眞理上の同一なり勢力上の同物なり然れども吾人心目上に於ては當然たる區別あるを以て吾人講學の爲めには有無を區別するを善とす  
 吾人の心目上に於て有形無形は明かに區別ありと雖ども如何んせん二者其本體に於て同質同物たるを以て前後に於て形體を別異にするともあるも交互に交通するを爲し彼の有形なる物體中に無形の氣即ち資質を胞含するを



爲し是の無形なる精氣中に有形の分子を保有すると爲し  
 斯の如く有無は相交通すると爲して交互に相生じ相  
 成し亦た相倚り相助くると爲すものなり  
 有無は相生し相成し亦た相倚り相助くると爲し限竟な  
 きの生命を神より賦與せられたるなり然して此の生命は  
 無形資質の上にある有形物體の上にある亦た無形資質と  
 有形物體との協同胞合爲したる上にもあるなり  
 神理は唯一にして精氣は純一なるものなるに之れより生  
 成せる事物即ち宇宙萬物人に於て各自に性を異にし能を  
 別にし形體に於て同しからず能力機關に於て等しからず  
 彼是利害あり甲乙得失あり亦た醜美あり大小あり善惡あ  
 るは奇異なるもの、如くなれども是れ決して然らず斯る

差違のこれあるは却つて神の仁愛と神の巧妙とに是れ由  
 るものなり萬物と人とに各個相異なるの賦性稟能の  
 ありて相利し相益し亦た相倚り相助くると爲すに至る  
 ものなり吾人間の結構に於ても尙ほ然り試みに各個人に  
 於る差違の原因を探索するに左の諸因あるもの、如し  
 第一 神爲神は全智全能にして博愛能仁なるものなり  
 故に吾人を善化し幸福ならしめん爲めの結構に於て眞  
 に巧妙を極め各自をして需用し供給し相倚り相助け以  
 て能く善化し以て能く幸福ならしむるの計畫を爲す之  
 れに由りて吾人の性能に各殊別なるの偏尙あらしめて  
 冀望を殊にし業務を分たしむこと、に於て吾人に利害あ  
 り得失あり醜美あり大小あり善惡あり以て善化を得せ

しめ幸福を得せしむ然り而して善化と幸福とを得んが  
 爲めには行善避惡の神法を遵守せざる可らず神は神理  
 を示し神法を知らしめん爲めに吾人に善惡を知らしめ  
 功過を知らしめ賞罰を示して教誨する所あり指示する  
 所あり獎勵する所あり以て能く吾人に行爲を促がし避  
 止を命ずるとを爲す神意の懇篤親切なる神作の巧妙周  
 到なる臆度す可らざるものあるなり

第二 遺傳 祖先父母の資質性能を遺續繼紹するとより  
 傳來する所の受性に於て一には心智上の遺傳即ち祖先  
 父母の素行よりして準致する善行惡行の反報効果偏尙  
 等は是れなり亦た一には形體上の遺傳即ち祖先父母の生  
 養上よりして因襲する醜美健辱強弱偏癖等は是れなり然

して以上の二遺傳は主として我が祖先父母の心身に於  
 ける善功惡過に對する神賞神罰の致す所なり

第三 境遇 神が眞理を布き勢力を陳べて宇宙萬物人を  
 創造するや自から上下を生じ遠近を成し濕冷を致し明  
 暗を造るとを爲す是れを神爲境遇の差違とす吾人は是れ  
 に由りて彼我思想を異にし偏尙を別にする亦た自他體格  
 を異にし嗜好を別にす亦た人為境遇の差違は善惡の行  
 爲を爲して榮辱を招ぎ儉驕の行を爲して貧富を生じ制  
 貪の養ひを爲して健辱を醸すとを爲すものなり是れ皆  
 な境遇上よりして來る所の利害得失醜美善惡なり

第四 關係 以上は概ね既往の因縁より生發せるものに  
 して必至の結果たりと雖も關係は然らす事物と人々

の實在生存の上に交渉相関を相爲す事に屬せり故に關係は吾人が此の物世界に立ちて聞知するを爲し目視するとを爲し觸覺するとを爲し亦た總てを經驗するとより亦た弘く教習するとより影響し偏尙すると是れなり吾人は神よりして覺性なるものを賦與せられ是れを以て能く知り能く記し想像し辨決し理會し認識するとを爲し次て亦た喜愛し好悪し愛憎するとを爲し繼て亦た自在に選擇し自由に執意するとを爲し是れを以て四邊の事物周匝の人々に遭遇し接遇するとを爲し由りて以て利害得失の門に出入し善惡醜美の室に出入するとを爲すものなり然れども仁愛優渥なる神は吾人の爲めに利得の門を灑掃して吾人の入來を待ち善美の室を修

飾して吾人の休息に備へり吾人須らく神の厚意を空ふせず神の賓客となるを要す神に生命を賦與され神に原造せられたる精氣は醇化を初め活動の著に就き回轉一發して止息するの機なく亦た究極するの時なく其圓轉滑脱の間或る時は是の物を生し或る時は彼の物を成す斯く萬様の發動中に於て萬種萬類の品物を生成するとを爲せり然れども此の間に於ける精氣の働には一點の私意なるものなく亦た一片の私作なるものあるとなし唯だ單に神理よりして來る法則と神法よりして來る命令あるのみ神意は仁と愛とに濃厚ものなり神法は人物をして各自に賦與の性能を遂達するとを爲し以て能く善化を爲し幸福

を得べきにあり故に神理は善且正を得るの道なり是れを以て神に不善なく亦た不正なし従て亦た神に憎悪なく偏僻なしこゝに於て神の萬物を創造するや各自に性を賦し各別に能を與へ以て能く自から善化するを爲さしめ自ら幸福を進むるを爲さしむ

神が吾人に特別なる性能を賦與し巧妙なる機關を賦與爲したるは吾人を特更に仁愛し善化と幸福を得せしめん爲めなるに吾人共に優渥き神意に反き罪科を犯し刑罰に墮落するを爲す是れ吾人の罪科なり

無形の精氣か醇化して有形の物を生成するとは神の意にして是れ眞理たり法則たるなり眞理は必至にして法則は無私至公なり然るに必至なり無私なり至公なるに由り

て醇化する精氣の生成に異種のあるあり異類のあるありは怪訝なるが如くなれども決して然らず一には神意仁愛よりする巧妙の構造と亦た一には精氣醇化の回轉の差度より生ずる必然の作用たり是れ等の神理よりして精氣醇化の度量に適應し開身なるに於てや粗笨なるものを生成爲し複雑なるや緻密なるものを生成爲す吾人は此の萬有を區別し粗笨なるものを無機物と稱し緻密なるものを有機物と稱す

有機物は機關具を有し自己能く發作し自己能く運動するを爲して自から生長するを爲す動物のものは是れなり亦た無機物は物質即ち資質の集合胞有に止まる植物的のもの是れなり

精氣が神よりして生命の賦與を受け醇化して是れ等有機  
 無機一切の萬物を生成するの間に於て奇妙絶倫なる一優  
 物を生成するを爲せり其體たるや諸動物中に於て最上  
 其善無比の形態を具し元立するの幹軀を有し屈伸する  
 の關節を有し頭顱は身軀の最高處に位し神經纖維細胞の  
 あるありて全身を主宰し耳目鼻口手足爪齒の具備するあ  
 り是れをして能く思念せしむれば神意を察知するをも  
 得せしむべく是れをして感動せしむれば神法に服事する  
 とをも得せしむべく是れをして能く選擇せしむれば神の  
 冀望を遂達するをも爲し得べく運動行歩擗撃工作其他  
 何等の事業に於ても教誨練習せしむるとを爲せば何事と  
 雖とも能はざるなく爲し得ざるなき絶妙不可思議のもの

と爲らしむべし是れ神が創造せる吾人の祖先なり神は珍  
 重し愛好し擇んで以て子となし臣となし特別に心智を  
 授與し神に代りて地上の主と爲り萬物の君と爲るべき重  
 大の責任を負擔せしむるとを爲せり吾人の職務はこゝに  
 於て重し吾人の本分は是れを以て尊し  
 有形無形の名稱は有形無形の實在即ち有形無形の併立共  
 存に於て存在するが如く吾人の彼自我も亦た然り吾人  
 主觀的自我的觀念即ち自我の存在を認めて而して客觀的  
 彼他即ち外界に事物の存在するを觀念するものなり吾  
 人はこゝに於て自我を區別し彼我を感知するを爲すな  
 り故に彼他なき時は自我なく亦た自我なき時は彼他なし  
 自他と彼我とは何れも單獨にして存在すると能はざるは

殆んど有無形の單獨にして存在し能はざるが如きと同一なり  
 吾人自他を認知し彼我を觀念するとを爲してこゝに初め  
 て自他を區別し彼我を比較するとを爲す吾人は是れよりし  
 て喜憂の情を發し好悪の欲を興す然れども此の情欲は肉  
 體の嗜欲需求より興起するものなれば心智に於ける理性  
 即ち覺性の控勒制御を受けて正義と必要とに適合し正し  
 き自愛の主義に適する時は可なれども若し放恣にして心  
 智の控勒と理性の制御とを脱出爲し害他の境域に闖入す  
 るに於ては遽ち罪科を犯すものと爲りて刑罰に墮落する  
 の身となるに至る  
 神理は一視同仁にあり亦た平等利益にあり故に神は萬物

と人をして均一に同等に各自其性能を遂達して善化を  
 爲し幸福を進むるにあり此間に於て吾人は神より特別の  
 性能を賦與せられ殊別の機關官具を授與せられ神に代り  
 て萬物を善化し幸福ならしむべき事を命令せられたるなり  
 れ愛他の職務に服事すべき事を命令せられたるなり  
 自他は等しく一神の創造する所彼我は同じく神理の主宰  
 する所故に自他一體なり彼我同一なり  
 自他は一體に彼我は同一なる時は自我は彼他なり彼他は  
 自我なり故に彼我を損害なすは是れ自我を損害するとも  
 なり亦た自我を損害なすは是れ彼他を損害するとも爲る  
 此の神理よりして自他彼の行為を推論する時は愛他は  
 是れ自愛の原にして利他は是れ自利の因となるもの彼の

謙讓は推尊を招ぎ、缺損は盈滿を招ぎ、軟弱は強剛を屈し、勤儉は福壽を招ぎ、勞苦は安逸を來すべし。故に吾人自愛を得んと欲すれば、先づ愛他のとを爲すとを要す。亦た自利を得んと欲すれば、須らく利他のとを爲さざるを得ず。愛他と利他とは實に自愛自利を得るの本原なり。事物相倚り相助けしむるの神作巧妙なりと謂ふべし。

相關 第三

一、神精氣を原造し、精氣醇化して宇宙萬物と人とを生成す。此の因縁あるに由りて、普關即ち相關の理法が生立せるなり。

神と精氣とは直接に相關するものなり。精氣と宇宙萬物とは亦た直接に相關するものなり。亦た宇宙萬物と神とは間接に相關するものなり。將た亦た宇宙萬物は各自交互に相關するものなり。特に吾人は神よりして特別なる性能機關を賦與せられ、從つて地上の主と爲り、萬物の君と爲り、神に代りて萬物を主宰し、善化するの重大なる責任を委託せられ、貴重なる職務を命令せられたるを以て、吾人は神に精氣に宇宙萬物に緊切なる媒介と爲り、切要なる連鎖と爲り、切

てに相關するの度は他物關の相關の度より一層親密なるものなり故に吾人は神に對しては宇宙萬物を代表して恩惠を請願するの職務に従事し亦た宇宙萬物に對しては神の代理者となり神意を傳達し神法を執行するの責任を保全せざる可らず

精氣が醇化するを爲し宇宙萬物が性能を遂達するを爲し人類が發達進歩し幸福を増進するを爲すは相關の理法のあるありて事物人の間に交互に相利し相助くるの作用あるが爲めなり

ここに一朝相關の利用を停止すれば宇宙萬物は皆な遽ちに死滅して絶て存在するものなきに至るべし亦た人類も相關の廢止に遇はゞ等しく死亡して盡滅し了るや必せり

相關上に於ける相利し相助くるの作用は神が萬物人をして相愛するを爲さしめ相親むとを爲さしめ亦た相憐み相恤むとを爲さしめん爲めの設計なるなり計畫なるなり相關の理法は事物人の間を親密ならしむるのみならず亦相愛相憐を爲さしむるのみならず此外に尙ほ自他の上彼我の上に制裁を爲さしむるの働きを爲すものとなる吾人共に自我の觀念ありて然して外他に人物の存在するを認識するとを爲し斯くして自我の云々外他の人物の云々なる事を理會し了解するとを爲し由りて以て善視し惡視するの觀念を發作するとを爲し從て喜憂の情好惡の欲を誘起するとを爲し亦た繼て攻撃するとを爲し救援するとを爲し専ら善に與し惡に敵するとを爲すなり



相<sup>さう</sup>關<sup>くわん</sup>上<sup>じやう</sup>以<sup>い</sup>上<sup>じやう</sup>の<sup>さた</sup>働<sup>はたら</sup>ある<sup>ゆゑ</sup>所<sup>ゆゑ</sup>以<sup>ゆゑ</sup>の<sup>もの</sup>は<sup>自</sup>我<sup>が</sup>の<sup>得</sup>失<sup>り</sup>利<sup>が</sup>害<sup>い</sup>は<sup>外</sup>他<sup>た</sup>  
 の<sup>得</sup>失<sup>り</sup>利<sup>が</sup>害<sup>い</sup>に<sup>影</sup>響<sup>きやう</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>し<sup>亦</sup>た<sup>外</sup>他<sup>た</sup>の<sup>得</sup>失<sup>り</sup>利<sup>が</sup>害<sup>い</sup>は<sup>自</sup>己<sup>が</sup>  
 我<sup>が</sup>の<sup>得</sup>失<sup>り</sup>利<sup>が</sup>害<sup>い</sup>に<sup>影</sup>響<sup>きやう</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>し<sup>自</sup>己<sup>が</sup>の<sup>休</sup>戚<sup>きやく</sup>同<sup>じ</sup>なる<sup>を</sup>  
 以<sup>ゆ</sup>て<sup>の</sup>故<sup>ゆゑ</sup>なり  
 事<sup>こと</sup>物<sup>もの</sup>に<sup>利</sup>害<sup>がい</sup>得<sup>え</sup>失<sup>し</sup>の<sup>共</sup>通<sup>つう</sup>影<sup>えい</sup>響<sup>きやう</sup>ある<sup>は</sup>相<sup>さう</sup>關<sup>くわん</sup>の<sup>理</sup>法<sup>りぽう</sup>に<sup>於</sup>て<sup>確</sup>  
 實<sup>じつ</sup>なり<sup>故</sup>に<sup>吾</sup>人<sup>が</sup>が<sup>世</sup>の<sup>一</sup>事<sup>じ</sup>を<sup>損</sup>害<sup>がい</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>し<sup>亦</sup>た<sup>一</sup>物<sup>ぶつ</sup>  
 を<sup>暴</sup>殄<sup>てん</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>は<sup>神</sup>に<sup>對</sup>して<sup>罪</sup>科<sup>か</sup>を<sup>干</sup>犯<sup>はん</sup>もの<sup>と</sup>爲<sup>る</sup>  
 の<sup>み</sup>に<sup>は</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>直</sup>ち<sup>に</sup>自<sup>己</sup>の<sup>幸</sup>福<sup>ふく</sup>を<sup>毀</sup>損<sup>けん</sup>傷<sup>きやう</sup>する<sup>と</sup>爲<sup>る</sup>  
 る<sup>もの</sup>なり  
 故<sup>ゆゑ</sup>に<sup>吾</sup>人<sup>が</sup>が<sup>神</sup>に<sup>代</sup>り<sup>て</sup>萬<sup>ばん</sup>物<sup>ぶつ</sup>を<sup>化</sup>育<sup>いく</sup>し<sup>培</sup>養<sup>やう</sup>し<sup>善</sup>化<sup>ぜん</sup>する<sup>に</sup>  
 眼<sup>がん</sup>勉<sup>めん</sup>力<sup>りき</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>所<sup>ゆゑ</sup>以<sup>ゆゑ</sup>の<sup>もの</sup>管<sup>た</sup>に<sup>神</sup>意<sup>い</sup>を<sup>遵</sup>守<sup>しゆ</sup>し<sup>神</sup>法<sup>ぽう</sup>  
 に<sup>服</sup>事<sup>ふくじ</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>所<sup>ゆゑ</sup>以<sup>ゆゑ</sup>の<sup>義</sup>務<sup>む</sup>の<sup>爲</sup>め<sup>の</sup>み<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>其</sup>

實<sup>じつ</sup>は<sup>斯</sup>く<sup>爲</sup>さ<sup>し</sup>れば<sup>自</sup>己<sup>が</sup>の<sup>利</sup>益<sup>えき</sup>を<sup>進</sup>進<sup>しん</sup>せ<sup>し</sup>亦<sup>た</sup>自<sup>己</sup>の<sup>安</sup>寧<sup>あん</sup>  
 幸<sup>さう</sup>福<sup>ふく</sup>を<sup>維</sup>持<sup>ぢ</sup>増<sup>ぞう</sup>加<sup>か</sup>する<sup>を</sup>能<sup>え</sup>は<sup>ざる</sup>を<sup>以</sup>て<sup>の</sup>故<sup>ゆゑ</sup>なり  
 神<sup>かみ</sup>は<sup>相</sup>關<sup>くわん</sup>の<sup>理</sup>法<sup>りぽう</sup>を<sup>以</sup>て<sup>吾</sup>人<sup>が</sup>の<sup>行</sup>爲<sup>ぎやう</sup>を<sup>制</sup>裁<sup>さい</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>し<sup>外</sup>  
 他<sup>た</sup>を<sup>傷</sup>害<sup>がい</sup>する<sup>時</sup>は<sup>併</sup>せて<sup>自</sup>己<sup>が</sup>の<sup>傷</sup>害<sup>がい</sup>と<sup>爲</sup>らし<sup>め</sup>亦<sup>た</sup>自<sup>己</sup>  
 を<sup>利</sup>益<sup>えき</sup>せ<sup>ん</sup>と<sup>を</sup>欲<sup>ほ</sup>す<sup>は</sup>須<sup>す</sup>らく<sup>外</sup>他<sup>た</sup>を<sup>利</sup>益<sup>えき</sup>爲<sup>さ</sup>る<sup>可</sup>ら<sup>ざ</sup>  
 ら<sup>し</sup>め<sup>此</sup>の<sup>巧</sup>なる<sup>構</sup>造<sup>こうぞう</sup>を<sup>以</sup>て<sup>吾</sup>人<sup>が</sup>を<sup>し</sup>て<sup>弘</sup>く<sup>事</sup>物<sup>ぶつ</sup>を<sup>親</sup>愛<sup>あい</sup>  
 爲<sup>さ</sup>し<sup>る</sup>を<sup>得</sup>ざ<sup>ら</sup>し<sup>め</sup>亦<sup>た</sup>化<sup>くわ</sup>育<sup>いく</sup>し<sup>培</sup>養<sup>やう</sup>し<sup>善</sup>化<sup>ぜん</sup>する<sup>を</sup>爲<sup>す</sup>  
 さ<sup>し</sup>る<sup>を</sup>得<sup>え</sup>ざ<sup>ら</sup>し<sup>む</sup>然<sup>しか</sup>して<sup>吾</sup>人<sup>が</sup>が<sup>此</sup>の<sup>事</sup>を<sup>爲</sup>す<sup>は</sup>神<sup>かみ</sup>に<sup>對</sup>  
 する<sup>義</sup>務<sup>ぎむ</sup>なる<sup>より</sup>も<sup>寧</sup>ろ<sup>自</sup>己<sup>が</sup>の<sup>利</sup>益<sup>えき</sup>幸<sup>さう</sup>福<sup>ふく</sup>の<sup>爲</sup>め<sup>なる</sup>もの  
 と<sup>爲</sup>し<sup>銳</sup>意<sup>えい</sup>を<sup>導</sup>き<sup>熱</sup>心<sup>ねっしん</sup>を<sup>勵</sup>ます<sup>と</sup>を<sup>爲</sup>す<sup>是</sup>れ<sup>が</sup>爲<sup>め</sup>吾<sup>が</sup>人<sup>が</sup>  
 は<sup>萬</sup>物<sup>ばんぶつ</sup>を<sup>化</sup>育<sup>いく</sup>し<sup>培</sup>養<sup>やう</sup>する<sup>事</sup>の<sup>爲</sup>め<sup>に</sup>非<sup>ひ</sup>常<sup>じやう</sup>に<sup>勞</sup>苦<sup>らうく</sup>する<sup>と</sup>を  
 爲<sup>す</sup>亦<sup>た</sup>艱<sup>かん</sup>難<sup>なん</sup>を<sup>冒</sup>し<sup>辛</sup>苦<sup>しんく</sup>に<sup>耐</sup>ゆる<sup>と</sup>を<sup>爲</sup>す<sup>なり</sup>是<sup>れ</sup>主<sup>しゆ</sup>と

して前途の冀望と自我の好欲是れを誘ふあるを以てなり  
 相關の功用は以上愛他と利他とを奨励する爲めのみにお  
 らず善悪を比較すると爲し優劣を分別すると爲し亦  
 た好勝すると爲し冀望すると爲す事に於ても至大の  
 功績を奏するものたり吾人が事物の大小善悪と個人の優  
 劣醜美とを分別するの尺度は實に此の相關の功用ならざ  
 るはなく吾人は相關を基礎とし比較して以て大小を辨じ  
 善悪を分かち優劣を品し醜美を評すると爲し得斯く比較  
 して大小善悪と優劣醜美の分別品評を決定すると爲す  
 や次で稱意不稱意の區分定まり大善と優美なるものは吾  
 人愛好すると爲し喜悅し欲望すると爲し亦た小悪と  
 劣醜なるものは憎惡し厭嫌し憂愁すると爲すに至るも

のなり故に相關は事物人の比較の尺度なるのみにあらず  
 由りて以て善を愛し惡を憎むの働を爲し吾人をして行善  
 避惡の行爲を誘起するものとなるなり  
 吾人の知覺なるものも相關に由りて立ち想像するとも亦  
 た相關に由り抽象するとも彙類するとも辨決するとも考  
 定するとも認識するとも亦た皆な相關の補助なくして立  
 つとを得ず將た亦た喜憂も愛憎も好惡も選擇も盡く相關  
 に其基礎を設定せられざるはなし相關は實に吾人一切の  
 思慮と行爲を通じて法則として率由する所のものなり  
 天上は遙かに地下は深し然り而して億萬無量の事物所在  
 に充滿す吾人の未だ見聞測知せざる所のもの饒多なり故  
 を以て見聞既に竭きたりと爲す可らず知識德行既に完た

しと爲す可らす目前事物の外に尙ほ事物あり大小善悪も  
 従て究竟する所なく現在の智徳尙ほ足らざる所あり吾人  
 前途の悠遠なるとは神智神能の測知す可らざるが如し須  
 く耳目を活用し心智を研磨するとを爲して一層大善なる  
 事物を發見し一際優美なる知徳を開發せざる可らす  
 相關の運用は事實に由り據證に由るものなるを以て正し  
 きものたるや勿論なれども吾人は習慣上より將た境遇の  
 上より偏尙を作り第二の天性を陶冶するとあるものなれ  
 ば相關に由りて比較するの際相關に基き選擇するの間に  
 於て前提に由り因縁に基き公正に推理し無私に選擇する  
 とを爲さざれば誤謬に陥るとあるものなり最も以て謹慎  
 爲さざる可らす亦た時として推理と選擇とに於ては正し

きを得て誤謬に陥るとを爲さざるも自己の偏尙と偏辟と  
 の固疾に誤られ推理よりして得たる判決と選擇より得た  
 る眞實を無視し蕙如するとを爲して特更ら誤謬に墮落す  
 るとあるものなれば事物を推理し行爲を選擇するの際に  
 於て主として愛憎の念を去り好欲の情を除き一意推理を  
 重んじ管只ら據證を尊び熟慮し省察し反省し回顧すると  
 肝要なり

人類は精氣の醇化に由りて其形體即ち肉體を生成せられ  
 亦た神よりして特別に精靈即ち心智を賦與せらるゝを以  
 て吾人は物質的肉體と心靈的心智との稜合一致するを以  
 て生存を保維するものなり  
 萬有は皆な物質的のものなるに人類獨り物質なるの外に  
 靈妙なる心智を授與せられ吾人此の特別なる授與を蒙り  
 て以て萬物に優り萬物より尊きを得るなり  
 神が萬物人を創造するや性を賦し能を與へ形體を製作す  
 るとを爲し以て能く萬種萬類の初形を作り爾後は種に類  
 に自己自から繁殖繼續するとを爲さしむ故に萬物人は神  
 の創造する所のものなれども種子相生じ子孫相生み連續

繼續して止むとなきに至るものなり故に後世の吾人は肉  
 體を父母に受得て心智を神より授與せらるゝものなり  
 吾人の生命なるものは父母より生ぜる肉體に神授の心智  
 が合和爲したるの上にあるなり故に二者分離し肉體は氣  
 に歸し心智は神に歸り各自に來所即ち根原に復歸する時  
 を死亡すとは謂ふなり  
 吾人の肉體は直接に父母より來り間接に祖先より來れど  
 も父母祖先の元の元始の始に溯れば神の創造に出でたる  
 ものなるを以て肉體の眞原も亦た神より授與せられ吾人  
 の全體即ち肉體も心智も神より賦與せられたるなり神よ  
 り授與せられたるなり唯た其相異なるは心智は直接に神  
 より授與せらるゝも肉體は祖先父母を介在爲して神より

授與せられたるにあり  
 吾人の肉體と心と等は等しく神よりして授與せられたる  
 ものなりと雖も二者の吾人に來り吾人の生命と成るに  
 於て來所を異にし從て往く所復る所を異にす音に出所進  
 退を異別にするのみにあらず性質も全然同一ならず職司  
 も全然同一ならざるなり  
 肉體の質は需養するを爲し嗜欲するを爲し運動する  
 とを爲し休憩するを爲すものなり然るに心と性の性は知  
 覺するを爲し感動するを爲し喜愛し好悪し選擇し執  
 意するを爲すものなり吾人は此の肉體資質と心意性能  
 との和合一致を保ち人生の行路に當り心と性は能く肉體  
 の需養を察知し嗜欲を制裁し運動に休憩に能く生理に適

ひ性法に合するを爲さしめ以て健全を保ち優美に進ま  
 しむるを爲す亦た肉體は心と性の觀念に應じ認識に従ひ  
 て満足を得さしめ冀望を達し好欲を充て専ら心意上の愉  
 快悦樂の満足を得せしめざる可らず  
 心と肉體とは吾人に一體離る可らざるものなれば心と  
 肉體とに欠損あるは是れ吾人に不満あるなり肉體に欠損  
 たるは是れ吾人に欠損あるなり故に吾人に不満と欠損との絶  
 之れなからしめん爲めには須らく心と性は肉體を愛撫し監  
 督し指揮し制裁するを爲さざる可らず亦た肉體は心と  
 性を愛敬し尊重し且服事するを爲さざる可らず斯の如く  
 二者相倚り相助けて吾人各自の利益を進歩し幸福を増加  
 するを得るなり吾人の利益幸福なるものは實に心と性と

肉體の上の充足を致し満足を得るにあり  
 吾人の心なるものは無形の靈體にして自覺し感覺し思  
 慮し理解し亦た愛憎し好悪する等の働を爲し肉體なるも  
 のは有形の幹軀にして其組織の腦髓脊髄筋骨其他神經  
 繊維細胞と心肝腎胃等の機關官具を備へ嗜欲し運動し經  
 験し習練する等の働を爲す然れども二者の働用は交互に  
 關聯するものにして一の發作には必ず他の幫助を要する  
 ものなり  
 然れども二者其性質を異にし職司を同ふせざるが爲めに  
 目的即ち趣旨を異にす故に心は本分即ち神に對するの  
 義務を專行するとに傾向爲し肉體は情欲即ち形體官具の  
 嗜欲愛憎に擅恣なるとに熱心するを爲す故に其弊や時

として他の利害を無視し他の職司を輕蔑し主として自己  
 の冀望嗜欲にのみ放縱なるとに至るものなり  
 心智の獨立を主とし肉體を無視する禁欲主義者に至りて  
 は無爲的厭世家と爲り其局や人生を忽略にして退却卑屈  
 なるものど爲らしめ亦た肉體の嗜欲を重んじ心智を蔑視  
 する貪欲主義者に至りては奴隸的趨利家と爲り終に人生  
 を墮落して野卑賤陋なるものど爲らしむ故に吾人の利益  
 を進歩し幸福を増加せんには心と肉體と和合し親愛し  
 交互に相倚り相助くるとを爲さざる可らず  
 心と肉體とは各性質を異にし職司を別にすれども心  
 智の發作なり肉體の需求なり吾人の行爲と爲りて外形の働  
 を爲す時に於ては等しく一致なるものなり縱令ひは心

上の發作即ち働きは皆な肉體の機關官具の媒介を経て外  
 界を處知するとを爲すもの例せば吾人の體軀中にある動  
 物性神經系統は脊髓の兩側なる中樞部より幹枝即ち纖維  
 を諸の運動機關及び感覺機關亦た面部頭部に派出し分布  
 して嗅視聽味等の事を司とり亦た別に腦髓と脊髓とより  
 成る中樞部なるものありて纖維と細胞とを包含するとを  
 爲し専ら種々の創造するを司とるの機關あり是れ等錯  
 雜なる動物性神經系統の組織するものありて心智の命令  
 を受けて外界に交通するを爲し亦た外界の事物より感  
 受して心智に報知するとを爲すものにて心智と肉體とは  
 何れも分離しては何事も爲す不能はす否な決して分離し  
 得ざるものなり心智と肉體との分離する時は百事休す即

ち是れ吾人の死の時到来しなり  
 心智と肉體とは協同一致相倚り相助くべきものなるとは  
 以上論ずるが如し然れども例外的場合も之れあり彼の  
 心智中の最貴なる吾人直覺の能力即ち眞理の認識理解美  
 妙及び正直功過の觀念認識等は肉體機關の幫助と媒介を  
 借るとなくして獨力能く興起し得るの能力たり亦た肉體  
 中の切要なる植物性神經系統は脊髓の兩側に其中樞部を  
 置き間接に腦髓及び脊髓神經と連絡するを爲し其支別  
 を心腸胃腸子宮尿管に分布し是れ等切ての活動を統御す  
 るもの此の區の働は心智の命令指揮を待たずして能く獨  
 立に發作運轉するを爲すものなり  
 然れども此例外も外形は各自に獨立獨歩するを爲し交

互に依頼し扶助するを爲さざる如くなれどもそれは唯  
 た直接に關係するを爲さざるのみにて間接に於ては欲  
 く可らざるの關係あるものたり如何となれば心  
 智が如何に靈妙不可思議なるも肉體の健全ありて之れを遵奉し之  
 れに服事するとなければ認識も觀念も絶て功用を爲すと  
 能はず亦た肉體が如何に健全活潑なるも心  
 智の制御監督にして其宜を失すれば吾人の生存を害し存在を危殆なら  
 しむべし  
 心と肉體とは親密愛護するに於ては絶對的無究竟な  
 るべきものなり吾人の心と肉體が能く親密に能く愛護  
 するとを爲んか心と肉體は親切に肉體の嗜好を満足するとを  
 爲し肉體は誠實に心と肉體の冀望を成就するとを爲し斯くし

て心と肉體とは一片の不安なく肉體にも一點の不足なく心と  
 は愉快を保ち嘉樂を有すると同時に肉體は健全を保ち優  
 美を増すとを得内に疾苦とする所なく外に慚愧する所な  
 く心身満足内外充足するを得べし是れ吾人の最大幸福  
 なり日常吃々として是非を論議し日夜饒々として利害を  
 争闘する所以のもの必竟は此の域に到り此の度に達せん  
 が爲めなり  
 心と肉體の本分即ち神に對するの義務なるものは其勤に於て  
 愛他の行爲と爲るものなり愛他は吾人の獨知よりして發  
 作する仁愛の行爲にして神意を遵守する所のものなり亦  
 た肉體の情欲即ち機關官具等の嗜欲を追求するものは其  
 勤に於て自愛の行爲と爲るものなり自愛は専ら自己を利



益し一身の幸福を計畫するとなり  
 愛他は神に命ぜられたる吾人の行為にして實に善みすべ  
 きものなれども暴りに高度に進み吾が肉體を無視し自己  
 の健全を傷害するに至るは不可なり然れども愛他は其性  
 質に於て自から過ちを贖ふの功績を齎すを以て大功を立  
 て小過を贖ふものなれども自愛の自利に至りては情欲の  
 熱度を沸騰し偏僻邪曲を擅私にする時は擠他排外食欲を  
 事とし害惡到らざるなく罪すべきものとなるなり  
 事物は切て固有の性能を遵守し決して其境界を踰越すべ  
 からざるものなり吾人亦た然り心智上の愛他は公利世益  
 の爲めに最切要なるものなりと雖ども吾が肉體を無視し  
 健全を傷ふとを爲すに至りては決して宜しきに適へりと

爲す可らず亦た肉體上の自利自愛は誠に己れを利し身を  
 益すればとて放恣恣欲なるに至りては罪科是れより大なる  
 はなし吾人に於ける愛他と自愛とは等しく神より賦與  
 せられたる性能にして二獨立の性能たり此の二性能が相  
 合して一體となり成り協同し親愛し中庸を得て吾人の行為を  
 制裁するに於て吾人の全きを得るなり  
 相関は萬有の理法たるを以て吾人各個の能力官具に於て  
 も等しく法則たるなり故に愛他の法則は其基礎を個人の  
 性法より演譯し來り亦た自愛の原則は類例を歴史的經驗  
 の上より歸納し來るものなり縱令ひば愛他の法則たる己  
 が欲せざる所を人に施すと勿れと云ふもの亦た我が身を  
 愛するか如くに他人を愛すべしと云ふもの亦た自己の喜

愛好悪する所を推して他人の上にて同感同情を表すべしと云ふものは是れ等は個人を原基として他人に處するの法則を演譯し得て以て愛他の原則を設定すると爲すなり然るに自愛の原則は他人の禍福を見て善功悪過の反報必至なることを認め亦た得失存亡は躬行の正邪に職由するを知らず正義節儉恭謙仁恤等の徳行を身に修め心に守らざる可らざるを觀念するは外他の因縁を歸納すると爲して自愛の法則を感知するなり愛他なるものは主として心智の冀望に出で自愛なるものは専ら肉體の情欲に出づ然れども二者が正しく發作するの時に於て自から一致に歸著するものと爲るものなり視よ愛他を爲すとの結果は自愛を得るの反報と爲り來り亦

た自愛(他を害せざる)を爲すとの結果は愛他の行爲と爲るもの故に愛他と自愛とは發作に於て異なり目的に於て同じからざれども究竟の所は同一に歸着するものと爲る然るに吾人の遺傳と吾人の境遇と吾人の關係とよりして自然吾人の賦性能力に偏倚偏僻する所あるを致し事物を處知するに當りて偏僻邪曲の情欲に偏頗するとあるものなり故に吾人今或る考定を爲し或る選擇を爲し亦た或る行爲を爲さんと欲する時心中に於て愛他の利他と自愛の自利とが常に紛争を生じ時に激戦を爲すとあり吾人内部の此の戦争こそ善悪の分るゝ所功過の定まる所従て賞罰の決する所なり至幸にも心智上の愛他が勝利を得て自利上の情欲を囚虜と爲すとを得ば吾人の名譽吾人の權勢吾

人の幸福期せずして得らるべしと雖も之れに反し自利  
上の情欲が猛威を逞くし不幸愛他の本城を傾覆爲し殺盜  
貪嬌譎詐偽悪を擅恣にするに至りては人怒神罰遽ち身に  
來り嚴刑酷罰の下に呻吟するの囚奴となるや必せり  
吾人の心と吾人の肉體とは博愛能仁の神よりして其本  
體を授與せられ神に代りて地上の主となり萬物の君とな  
り弘く仁愛するを爲し普く善化するを爲すの責任を  
負擔せしめられたるなり然るに吾人の貪欲暗愚なる神意  
を畏み重任を顧みるとを爲す偏僻に走り邪曲に趨り強て  
自から罪科に墮落するものと爲る是れ主として心意の薄  
弱にして己れに克つの節操が乏しき爲めなり神は固より  
正義善徳を執持するの能力を賦與し従て之れを斷行する

の勢力をも賦與せり加之ならず不善害悪を撲滅打撃する  
が爲めには何時にても神力を吾人に貸與するものなり  
理義正善は神の愛する所故に理義正善の事を爲すものに  
は神之れに助力するとを爲し不善害悪は神の憎む所故に  
之れを撲滅せんと欲するものには神之れに援助するとを  
爲す故を以て吾人不善害悪を爲すとは難事なれども理義  
正善を行ふとは易事たり吾人難事を爲すは敢て爲すなり  
易事を行はざるは強て爲さざるなり吾れ今易事を斷行せ  
ば難敵戦はずして降服するや必せり尊むべきは行善避惡  
にあり重んずべきは獨知の信にあり  
時の迷溺なると世の惑亂なるとの爲めに理義敗亡し善徳  
貶黜せらるるとあるも醒覺の時公明の世來るに於てや是れ

を尊信するの度は非常に増加せらるゝものにて後世に至り公衆の爲めに賞讃を以て向へらるゝものなり吾人が熱情退却し熾欲衰滅する時に於て往事を悔恨するとを爲し煩悶痛苦の慘境に沈淪するとあるは間々視る所なり吾人が熱情熾欲に克つとは唯た一時の断たり若し此の一時に於て己れの情欲を克服するの断なくんば百年恢復すべからざるの恨事を招ぎ身を擧げて苦惱の中に陥れ近くは自己を傷害し遠くは祖先を汚辱し長く子孫を醜陋ならしむるとを爲す實に死守すべきは理性の命令なり吾人の情欲なるものは吾人を悪道邪路に誘引するの兩輪たり吾人輕忽に此の火車に駕し擅恣に趨走するとを爲せば沿道驛次到る所惡鬼害獸四苦を踰越すれば八苦の場境

終には死滅の域に到達して萬事休す豈に戰慄に耐えざらんや

情欲は吾人を傷害し吾人を苦惱するとあるを以て絶對的に擯斥するものありと雖ども是れ甚だ不可なり吾人に情欲の必要なるは他の性能の吾人に缺く可らざると同一なり吾人の性能は何にても皆な吾人の利益を進歩し幸福を増加する爲めに肝要ならざるはなきなり神が吾人に情欲の性能を賦與したるは他切ての性能を賦與して吾人に善用しめんが爲めなり然るに吾人は反對に害用惡使するとを爲し特更に災害を醸發するとを爲すものなり吾人幸福の全部は情欲の勤勞に由りて成功する所故に情

欲の功過なるものは吾人の作爲に生出す彼の人を切るの  
 利劍は自己を傷けるとも鋭なるものなり情欲の利器を巧  
 に運用するとを爲んか名譽なり權勢なり將た幸福なり吾  
 人容易に占め得らるべく優勝も知識も福祿長壽をも遠  
 くに得らるべし亦た正義に奮起し公共に努力し危難を救ひ  
 貧賤不幸等を憐愍する行爲は概ね情欲性の發揮ならざる  
 はなし  
 情欲は擅恣を極め放縱を専らにせしむれば吾人を罪科に  
 陥らしめ刑罰に墮落せしむると雖ども之れをして能く心  
 智の抑制下にあらしめ獨知の控勸に任せしめば吾人の利  
 益を進め幸福を増すに至大の功績あるものなり故に吾人  
 の勤むべきは情欲をして常に心智の抑制下に束縛すると

を爲し亦た絶えず獨知の控勸に進退するにあり

功とは何ぞ善事を行ふ事なり過とは何ぞ悪事を行ふ事なり神が吾人を創造し吾人を化育して善化し幸福ならしめん爲め心意能力機關官具を賦與するとを爲し以て善悪を知らしめ功過を曉らしむ

神理は唯一萬物人をして善功を立てしむるにあり善功とは何ぞ人物各自嘗て神より賦與せられたる性能を遂達するとを爲して善化を得幸福を増すとにあり故に神理は善功を爲すにあり

神の意志即ち冀圖なり計畫なくは人と物とをして交互に相倚り相助けしめて以て各自の性能を遂達爲し併んて善化を得共に幸福を増すにあり是れ善功の事にして善功は

吾人の天職となる所以なり

神理の相關法は人物共に己が固有の能力機關を發揮し伸暢するとを爲して善功を立つるにあり是れ物上の法に

亦た物中の法たるものなり是れ等昔な神の法にして神の法は悉く善功を爲すとなるなり

吾人善事を爲すは善功を樹立するとにて是れ神意を奉じ神理に遵ふものなり之れに反し悪事を行ひ惡過を作るは神意に反き神理に悖るものなり然して善功は神に賞せられ惡過は神に罰せらる

神は絶対に仁愛なるを以て神に憎悪なく偏頗なく善惡の意あるとなし此の神をして憎悪爲さざるを得ざらしめ亦た刑罰を行はざるを得ざらしむるは吾人の敢て悪行を犯

し神を催促して強て増悪を爲さしめ忍んで刑罰を行はしむるものなり  
 神理は純善且正直なるものなり吾人此の神理をば長廣硬軟あるの物躰としては測知すべからずと雖ども人物を創造し化育し亦た善化するの蹟に於て一定不易の條理が儘かに存在爲し其條理は悉く純善ならざるはなく皆な正直ならざるはなきとを知る  
 千古に不易なる此の神理を或るものは天命と名け或るものは命數と名け亦た或るものは天と名け道と名け法と名け然れども神理たるに於ては一のみ人々の感知する所に由り特更に命名せるなり  
 吾人は神よりして神理を曉會するの能力を賦與せられた

るを以て心智は善且正を認識するを爲し從て善且正の爲すべく爲さざる可らざるを觀念爲すものなり是れ神理なるなり此の理を知るものを明と云ひ智と云ひ聖と云ひ賢と云ひ此の理を行ふものを仁者と云ひ愛と云ひ徳と云ふ是れ等皆な善功なるものなり此の理を知らざるものは昧なり野蠻なり蠢愚なり魯鈍なるものなり亦た知るも反對の行爲を爲すものは邪惡なるなり奸賊なるなり盜偷なるなり殺害なるなり是れ等は惡過を爲すものなり善惡あるとを知り功過あるとを知り賞罰あるとを知るは吾人の既に神よりして賦與せられたる性能吾人の本分即ち義務は行善避惡と爲る  
 吾人の本分は善功を爲すにありて行善避惡にあれどもこ

の本分に背戻するものを惡過を干犯すものと爲す吾人の  
行爲は善功と惡過となれども善功と惡過にも數多の階級  
ありて功過に大小あり賞罰に輕重あるものと爲るなり左  
に三大種の區分を示さん

第一 神人

専心神理を愛敬すると爲し弘く人物を善

利し善化するに從事すると爲し上求下化すると愛

他利他するとを以て己が任とし管只ら外他の利益と幸

福とを増進するとに熱心なるものにして博愛能仁なる

と神の如く萬物を善化する神の如くなるものなり

第二 善人

善人は神を崇び理を重じ賦與せられたる性

能官具を正當に發陳運用すると爲し躬行皆な理に由

り理に基き自他を利益し彼我を幸福ならしむるとに努

力するが故に善人の自利は他を害せざるのみならず其  
已れに利する所は併せて他を利益すると爲るなり是  
れ正義を守り勤儉を行ひ仁愛憐愍を以て終身の模範と  
爲すものなり

第三 惡人

惡人は自己の情欲に擅恣なるもの甚しきは

殺盜姪貪譎詐僞惡其他切ての惡行を爲すもの

以上三種人の中神人は神意を體して仁愛を爲し神理を服

して外他を善化するを任ずるを以て其爲す所は悉く善

功ならざるなく爲めに公衆に敬愛せられ社會に推尊せら

れ名譽權勢福祿長壽期せずして身に歸し餘慶永く血族子

孫に蒙り継令ひ身は微賤に出生するも功績は歴史の上に

特筆大書せられ後世に至るまで記念尊信せられ公侯帝王



も祭祠し奉侍するとを爲すに至る  
 善人は善事を自他の上に爲せども悪事は自他に對して爲  
 さず故に身は安く家は榮る子孫慶福に沐浴爲し郷黨の爲  
 めに推尊せられ死後隣里の稱賛を受くるものなり  
 悪人は所犯の罪狀により亦た輕重の度に應じて刑罰を執  
 行せらるゝものなり故に人を殺すものは死罪に當せられ  
 人を毀傷するもの苦役に服せられ盜むもの奸淫するも  
 の詐僞するもの讒謗するもの其他善惡一切所犯の輕重に  
 より相當の刑罰を執行せられざるはなし  
 神意は博愛能仁にして神理は善且正なり故に神は吾人を  
 して善功を立てしむるにあり善功は神賞を蒙る所以なり  
 然して惡行は神の豫期せざる所故に惡過に對する神罰は

人の罪科を犯すものありて初めて神罰を執行するとを爲  
 すものなり故に信賞は神の定則なれども必罰は神の變則  
 なり神は信賞を以て定則と爲すが故に吾人の善功に對し  
 ては必らず應分の報賞を賜與するとを爲すものなり亦た  
 必罰は神の變則なるを以て神は吾人の惡過に對し輕重相  
 當の刑罰を執行するとを爲すものなり此の神の信賞必罰  
 は吾人の善功惡過の度量に相對相應すべきものなるも神  
 の法則たり世の人爲法を制定するに於ても亦た此の神法  
 に率由せざるを得ず然れども時世には變化あり人心に變  
 遷あるを以て増損寛嚴するの必要あるを以て人爲法は時  
 に應し世に從ひ取捨酌せざるを得ず故に必ずしも神法  
 の如き一定不易なると能はず然れども法なるもの善且

正ならざる可らざると人をして善且正に達せしむると  
に就きては必ず神法に一致ならざるを得ざるものなり  
神の信賞必罰は無限必至なるを以て吾人の行爲は善功悪  
過共に必ず反報執行を結了せざれば止まず然れども改悔  
の誠意を表するものは神は善みして免罪するとを爲す人  
爲法の不完全なるや犯罪者を脱漏するとを爲すのみにあ  
らず改悔するものをも尙ほ懲諒するとを爲すを得ず止  
むなく期滿免除の寛容法を補設するとを爲すに至る故に  
人爲法の上に神法のあるありて人爲法の脱漏者を賞罰す  
るとを爲し亦た不幸冤罪のものを慰愉するとを爲すなり  
人類社會は之れが爲めに矯正せられ恢復せらるゝなり  
神は善功悪過に對する賞罰に於て無量絶對なるを以て吾

人の善行悪行に對する賞罰は實に嚴格必至なるものなり  
故に神の賞罰には遅速ありと雖も反報の執行を結了せ  
ざれば決して止むべきものにあらず然れども神は本體に  
於て仁愛なるを以て吾人の改悔をば冀望し歎待し免罪す  
るとを爲すものなり  
吾人の刑罰なるものは悪事を行ふに由りて執行せらるゝ  
ものなれば改悔なるものは既往の罪科を悔悟して未來は  
必ず善功を立て贖ふとを信約するにて罪科の消滅する  
は善功を積むの後にあり故に改悔の誠を表すると云ふも  
の善功に従事するとなり一旦罪科を犯して刑罰を蒙る  
の地に立つもの改悔して善功を立つると罪科の度に超過  
せざる可らず後の善功が前の惡過の度量に超過して眞の

罪業は消滅するを得初めて淨身清潔たるを得るなり  
吾人相集まりて社會を組織するや其團體を主宰し制裁す  
るの要務が必要と爲る政治是れなり政治なるものは個  
人の權利を保護し幸福を増進すると社會の安寧を計り  
進化を計るとにて其主義は善且正を保護し奨勵するとを  
爲し害惡を抑制し禁止すると是れなり機務は保護すると  
抑制するととなり故に政治にして善且正を保護し害惡を  
抑制すると其宜しきを得る時は個人の權利は安全なるを  
得て幸福は増進せらるべく亦た能く社會の安寧は保維せ  
られ進化は計圖せらるべし之れを是れ神意に適ひ神理に  
合するの政治とは謂ふなり  
神意に適ひ神理に合するの政治は一視同仁平等利益なら

ざる可らず一人に於て權義なるものは全國民に於ても亦  
た等しく權義ならざる可らず  
國家の主權なるものは國土國民を以て組織したる獨立國  
體の上は無上獨立權を執持するものなる宛かも吾人の  
心算が一身の上諸能力權關を監督し主宰するが如くな  
らざる可らず故に國家の職司は人體に於ける機關官具の  
心算に隸屬すると爲して之れが命令に服事し己が職掌  
に従事するが如く相共に主權に隸屬し君主の委託を守り  
命令を奉じ己が權限を嚴守すると爲して決して他の權  
限を蠶食干犯すると爲す可らざるなり  
吾人の機關官具は自己の職司を嚴守すべきのみならず  
他の職司が擅恣にして一身の安全を危殆するが如き場合

に於ては之れを抑壓し之れを禁止するの義務あるが如く  
 國家職司に於ても亦た交互に他職司の専横を抑止し國家  
 の安寧獨立を維持するの義務あるものなり  
 吾人の機關官具は個人の利益幸福を進捗せんが爲めなる  
 如く國家の職司なるものも國家の安寧進歩を増進する爲  
 めなれば他職司の僭越を爲すは固より抑止せざる可ら  
 す然れども各職司は皆な其職權内に於て同等に獨立する  
 ものなれば救済は君主に訴へ君主を経て執行するを爲  
 ざる可らば是れ國家の職司は法律上同等の獨立權を有し  
 等しく君主にのみ隸屬すればなり  
 君主の主權なるものは神に代りて國家を統治するものな  
 れば君主の國民に臨むは博愛能仁ならざる可らず然して

君主の賞罰權を執行するには博愛能仁の趣旨より出たる  
 信賞必罰ならざる可らず  
 君主は個人が神を代理し萬物を代表するが如く神に對し  
 他の國家に對しては國民を代表して國家の意志を執行せ  
 ざる可らず君主は國家の意志を代表するに於て自から責  
 任を負擔せざる可らず  
 神は人と物とを普く仁愛し善化し等しく其性能を遂達し  
 各自に其處を得せしむ吾人も此の神理に基き自他を利益  
 し彼我を幸福ならしむ政治も亦た然り弘く國民を善利し  
 國家を善化し人々をして其處を得其堵に安じしむるにあ  
 り故に尊貴富厚なるには其負擔を重からしめ貧賤劣弱な  
 るものは憐愍仁恤を施し國家の分子を健全ならしめざる

可らす

道德 第六

創造化育善化するの働は即ち是れ因縁にして神理の作用  
なるなり萬物と人と此の神理に由りて生じ此の神理に由  
りて死す亦た此の因縁に由りて來り此の因縁に由りて往  
く故に此の理此の因縁は萬物の道なるなり吾人の道なる  
なり  
道とは神理なるなり神理は仁愛にして善化するの法則な  
れは道は仁愛ならざる可らず亦た善化の働きならざる可  
らず  
神理は善且正なるものにして善功を賞し惡過を罰するも  
の故に此の理なる道も善且正にして善功を賞し惡過を罰  
するものならざる可らず

道は神理なるを以て本然の眞理なり眞理は曲ぐ可らず更ゆ可らざるが故に必然  
 た更ゆ可らず眞理は曲ぐ可らず更ゆ可らざるが故に必然  
 なり必至なるものなり故に道は古今に通し萬世に亘りて  
 變易する所なし之れに由るものは能く存し能く榮る之れ  
 に反くものは必ず亡び必ず衰ふ  
 道は唯一なり故に多岐ならず亦た邪徑ならず所謂ゆる大  
 道は平易坦々として其直きと砥の如く知り安く行ひ安き  
 もの是れなり  
 彼の因縁相倚り前後相踵ぎ同一の果は同一の因に亦た同  
 一の因は同一の果たると將た亦た神工に遺傳に境遇に關  
 係に苟も理の存する所は道の存する所理の爲す所は道の  
 爲す所

道は仁愛にして善化するの法則なるを以て道に自他なく  
 亦た増悪なし故に吾人此の道に由り此の道に順つて行爲  
 の法則とする時は行善避惡の事となり從て萬物を利益し  
 萬人を幸福ならしむるものなり  
 故に道を行ふものは普く利するなり弘く得するなり利得  
 するとは道の本體なり故に道を行ふものは徳するものな  
 り  
 道徳なるものは心に仁愛を體して身に憐愍仁恤の行を爲  
 すものなり  
 道徳は精意誠心を以て愛他利他する事を爲し己れを後ち  
 にして他を先だて自からに薄ふして他に厚くし己れを措  
 て他を利益し専ら至誠と親切とを以て他に接遇施與する

とを爲すなり  
 道は萬物を創造して之れを己れが有とせず過は萬物を化  
 育して之れを己れが功とせず唯た能く成を歎ひ長を樂む  
 道徳の人たらんものは功を立て自から功とせず徳を施し  
 て自から徳とせず恭謙にして他を愛敬するとを爲し憐愍  
 にして貧弱なるものを救恤するとを爲すべきなり  
 驕慢虚傲は神の惡む所故に自から功と爲すものには功な  
 く自から徳と爲すものには徳なし神は功を立て功と爲さ  
 ざるものを賞し徳を施して徳と爲さざるものを賞す  
 神は正義のものを尊からしめ節儉のものを富ましめ勤勉  
 のものを健かにす故に正義節儉勤勉を行ふものには神之  
 れに助力し神之れを保護するとを爲す之れに反し倨驕自

尊なるものは之れを賤陋ならしめ驕奢吝嗇なるものは之  
 れを貧困ならしむ  
 神法は盈滿を缺損爲して不足なるものを増益するとを爲  
 す故に尊貴富厚は缺損せられ貧賤不幸は増益せらる吾人  
 安全なる福壽を保たんと欲すれば勤儉躬行を修め仁施を  
 爲すとをせざる可らず

神法は盈滿を缺損爲して不足なるものを増益するとを爲す故に尊貴富厚は缺損せられ貧賤不幸は増益せらる吾人安全なる福壽を保たんと欲すれば勤儉躬行を修め仁施を爲すとをせざる可らず

信なるものは直覺悟性の觀念にして眞理を理會する主觀  
 即ち心上認識の觀念たり此の觀念は吾人當然の機會に臨  
 み忽ち心裏に時間空間實物因縁正直邪曲美妙醜惡等の理  
 會を發現爲し而して其物の云々にして存在するを知る  
 もの是れなり  
 信即ち主觀の觀念は本然直覺の能力にして五官より供す  
 るものにあらず然れども間接に於ては五官よりする所の  
 覺性經驗の爲め客觀上事物の存在と實在とを我に報ずる  
 ものなり  
 信は主觀の一能力なれども何事をも理會し何物をも觀念  
 し得るものなり其發用を分類すれば内外の二大分派とな

る假りに是れを内信外信と爲す  
 内信は専ら主觀のものにして外界の物躰を知覺するにあ  
 らず本然覺性の發用に因て直に内部の心のみ依りて知  
 覺する時間空間實物因縁正直邪曲美妙醜惡等の眞理實在  
 を認識するとは是れなり  
 外信は専ら客觀上外界の物質と形質とを五官に因りて知  
 覺するとを爲し而して知覺の云々なるたと經驗の云々な  
 るとを心に報知するとを爲すものは是れなり  
 内信は固有直覺の心裏よりして生じ外信は五官の外界事  
 物を知覺するより來る然れども理會し觀念し認識すると  
 は同一心意の發作ならざるなきを以て内信も外信も等し  
 く同一心意の働きならざるなし故に吾が覺性にして正し



きを得亦た知覺經驗にして正しきを得れば從て我が信も  
 正しきを得るや必せり  
 吾人に遺傳の差違あり境遇にも關係にも亦た差違あり是  
 れ等の差違あるに由りて人々に偏尙を別異にするものな  
 り吾人に迷信頑信認信輕信等の是れあるは偏尙の爲めな  
 らざるはなし  
 迷信なるものは情欲の偏頗なるより生ずるものなり頑信  
 は教育の不正なるより生ずるものなり認信は習慣の固陋  
 なるより生ずるものなり輕信は無智にして輕佻なるより  
 生ずるものなり故に情欲にして管制すると宜しきを得教  
 育にして開發すると宜しきを得習慣にして取捨すると宜  
 しきを得熟慮反省すると爲せば吾が信の正しきや必せ

り神より賦與せられたる本然の信は固より正しきものな  
 り然るに吾人の信の正しからざるを爲すは遺傳と境遇と  
 關係とよりして偏尙せる第二の天性よりす此の第二の天  
 性は緊く吾人の固疾となるを以て心根に蟠結蔓延なし容  
 易に除却す可らざるものなり  
 吾人此の弊を避け此の害を除かんと欲すれば公正々直不  
 偏無私なるべきと亦た弘く先覺者の理論行爲を研究する  
 とを爲し能く推理し能く演譯し能く熟慮し能く省察し能  
 く注意するとを爲し正義に適ひ道德に合するとを爲さ  
 る可らす  
 義なるものは宜しきなり切ての事宜に適合すると是れな  
 り即ち事の宜しきを適應するとなり亦た物の宜しきに處

知ずるとなり故に義は善なるなり正なるなり亦た利なる  
 なり益なるものなり  
 義は善功を奏するとなり苟も善功を爲さんと欲すれば理  
 に由り道に基かざる可らず吾人理に由り道に基きて事を  
 爲す善功立所に成就すべし  
 義は同感同情の作用をも爲すものなり故に他人の喜悅に  
 同感を表し他人の憂苦に同情を表するととなるものなり  
 吾人此の義心あるが爲めに他人の危難に救援を貸し亦た  
 貧困を救恤し孱弱なるものを助力し不幸なるものを憐愍  
 むとを爲すものなり  
 義は愛情の爲めに勇壯の力を貸すものなり故に義人は忠  
 孝友誼亦たは國家公共の事に就き奮勵するとを爲すのみ

ならず身命をも致すものなり  
 義は自己の爲めなるとあれども隣里郷黨の爲めなると多  
 きものなり隣里郷黨の爲めなるとあれども國家公衆の爲  
 めなると多きものなり一層進んでは弘く人類の爲めに働  
 くところあるものなり而して義の善みすべきは其範圍の愈々  
 大なるにあり

忠孝 第八

忠とは私なく君上に敬を致すとなり孝とは父母に順仕  
るとなり故に忠孝なるものは吾が本然の誠より出づると  
たり

誠即ち謹敬ひ奉事るとを君上に致すを忠と云ひ父母に仕  
るを孝とは云ふなり此の誠は神理にして人道なるなり  
忠孝なるものは感謝の心より發生するものなり報恩の心  
より發生するものなり神は吾人を創造し吾人を化育し吾  
人を善化す吾が心感謝せずして可ならんや吾が心報恩せ  
ずして止む可けんか君は吾人を愛撫し吾人を仁恤す吾が  
心感謝せずして可ならんや吾が心報恩せずして止む可け  
んか父母は吾人を養育し吾人を保護す吾が心感謝せずし

て可ならんや吾が心報恩せずして止む可けんか  
吾人の生存を爲し吾人の幸福を進むるには萬物人の間に  
相利し相助くるの作用あるに是れ由る故に吾が心外事物  
は皆な我に恩あり徳あるものなり然れども是れ等萬物人  
なるものは悉く神に創造せられ神に化育せられ等しく神  
の仁愛を蒙りて善化するを爲され以て吾人に神が恩賜  
し神が施與せるものなれば吾人は第一に神の此の恩徳に  
對して感謝するとを爲さる可らず亦た報恩せざる可ら  
ざるの義務あるものなり次に吾が君は吾人を愛撫すると  
を爲して我に安寧を保たしめ亦た吾人を仁恤するとを爲  
して我に幸福を得させしむ吾人第二に君の此の恩徳に對  
して感謝するとを爲さる可らず亦た報恩せざる可らざ

るの義務あるものなり亦た繼ぎに吾が父母は我を養育し  
て生長するとを爲さしめ亦た我を保護して知識健康なら  
しむ吾人第三に父母の此の恩徳に對して感謝するとを爲  
さざる可らず亦た報恩せざる可らざるの義務あるものな  
り以上の三恩徳は吾人の三大義務の生ずる所忠孝の缺く  
可らざる所以なり故に忠孝は爲すべきの義務なるを以て  
爲さざるに於て既に罪科たり忠孝なるものは常に爲さ  
るも刑罰を執行せらる况んや不忠不孝神を蔑し君を虐げ  
父母を害するをや罪科之れより大なるはなく刑罰之れよ  
り重きはなし  
吾人の生存を保つは此の三恩の賜與にあらざるはなく亦  
た吾人の幸福を得るは此の三徳の施與にあらざるはなし

恩に報じ徳に酬ゆるとは吾人固有の本分にして即ち義務  
なるなり然して此の三義務は無上なるべきものなり絶對  
なるべきものなり故に忠孝の爲めには一切の吾が所有も  
犠牲と爲さざる可らず將た亦た幸福の全部も生命の全體  
も擧げて犠牲と爲さざる可らず  
神君父母の三恩は廣義にして知體即ち吾人の心と肉體  
との全部に普く蒙むる所のものなれども之れに次て部分  
の恩あり是れは狹義にして知亦た體即ち心と肉體との  
一部分の爲めに蒙らざるの恩にして教學の恩即ち是れ  
心と智の開發に従事する師傳の恩なり亦た次に扶助力の  
恩即ち是れ體力亦たは財物を以て我を扶助するとを爲す  
ものなり是れ亦た吾人に於て感謝せざる可らず報恩せざ

る可らざるの義務あるものなり  
 切て爲すべきとは吾人の義務にして爲す可らざるも亦た  
 吾人の義務なるなり吾人の義務は何れにても爲さざるも  
 のには罪科と爲るもの罪科には必ず刑罰の附随するもの  
 君親の臣子に對して爲すべきとは君親の義務なり故に君  
 親も其義務を爲さざるは罪科たり從て刑罰せらるべし然  
 れども爲すべき爲す可らざるの義務は豈に昏に君親のみ  
 ならんや臣子も師傅も血族なるも血族ならざるも他國人  
 も異種人も皆な吾が固有直覺の觀念認識より生ずる爲す  
 べきに屬し爲す可らざるに屬すとす義務の認識は直ちに  
 に其認識の如く爲さざるは罪科たるたり將た刑罰せらる  
 べしものなり

偏尙 第九

吾人の神より賦與せられたる性能は善且正を爲す爲めに  
 して機關官具は吾人性能の善且正を得せしむる要具なる  
 なり  
 善を行ひ功を奏し賞を受くべきとは神の吾人に對する冀  
 望にして是れ亦た吾人が神に對する義務なるなり吾人神  
 與の偏尙は是れのみ然るに吾人は遺傳の爲めに境遇の爲  
 めに關係の爲めに將た亦た偏僻邪曲なる情欲の爲めに自  
 から惡偏尙を作り罪科を犯して刑罰を執行せらるゝとを  
 爲す  
 吾人神與の偏尙は固と善且正なるもの然るに後ちに至り  
 て情欲に擅恣なるとを爲し自然と惡に偏尙するものとす

るものなり  
 神與よりする偏尙は固有なるが故に變易すべからずと雖  
 とも後ちに附加するの偏尙は我が力能く之れを排除する  
 とを得べし  
 吾人に賦與せられたる心意能力の自由なるものは何れを  
 も思慮し何れをも選擇するを得べく亦た何れをも執意  
 し得るものなり然れども吾人の此の自由は神意を遵奉し  
 神理を遵守するに於て自由なるなり吾人は神意に反き  
 神理に悖るとを爲すには少しの自由も之れなきものなり  
 故に偏尙も吾人の自由なれども須らく善且正の偏尙なら  
 ざれば不可なり  
 吾人既に惡偏尙の身に附着するあるに速かに除却すると

を爲さざれば刑罰遠ち身に及ぶ片時も惡偏尙を排斥せず  
 して可ならんや  
 吾人の性能は善且正を偏尙するに於て無限無上なるもの  
 なり故に吾人の性能は善正の偏尙に習練する時は限竟な  
 き開發を爲すとを得て絶妙の神知にも到達するとを得る  
 ものたり  
 吾人の形體機關官具等も亦た然り是れをして惡偏尙に習  
 慣せしむれば終には自身を傷害すと雖ども是れをして善  
 正の本偏尙に習熟爲さしめば能く何事をも爲し得るのみ  
 ならず如何なる巧妙神秘にも到達し得るのみならず其功  
 は悉く自他を利益し彼我の幸福と爲るものなり  
 吾人の性能は善惡功過賞罰共に悉く子孫に遺傳するもの

なれば吾れ能く善正なるの偏尙を習熟すると爲せば子孫亦た此の善正なるの偏尙を遺傳して大功を爲し重賞を受得べしと雖ども若し吾が惡偏尙に習慣すると爲せば子孫亦た此の惡偏尙を遺傳して罪科を加重し嚴刑酷罰を執行せらるべし  
獸欲貪欲を一時に擅恣にするは近くは自己遠くは子孫に災殃を遺傳するものなり情欲を抑制し正義節儉僅勉施恤を爲すとは當時に愉快にして後年の自己と未來の子孫に尊重福厚を遺傳するものなり此の前なるは惡偏尙の過罰にして後ちなるは善偏尙の功賞なるなり偏尙の功過は之れに分かれ偏尙の賞罰は之れに決す偏尙顧みざる可らず躬行謹まざる可らず

本分 第十

本分とは神より賦與せられたる吾人固有の義務なり此の義務は吾が直覺の能力よりして發作する爲すべきに屬し爲す可らざるに屬すと知覺する義務の觀念認識なり吾人の本分は爲すべきに屬すると爲し爲す可らざるに屬すると爲さざるにあり是れなり神が吾人に爲すべきとを知覺せしむるは吾をして之れを爲さしめ他人にも之れを爲さしむるを我に命ぜるものなり亦た爲す可らざるとを知覺せしむるは我をして之れを爲す可らしめ他人にも之れを爲す可らしむるを我に命ぜるものなり故に吾人善功は自から爲すべきのみならず他人にも爲さしめざる可らざるの義務あり亦た惡過は自から爲す可ら

ざるのみならず他人にも爲す可らしむるの義務あり是れ  
 吾人の本分に於て神に對するの義務なり  
 吾人は義務の知覺を賦與せられたるのみならず功過の認  
 識をも賦與せらる神が吾人に功過の認識を賦與する所以  
 のものは吾人をして他人の功過に對し賞譽毀斥を斷せし  
 めんが爲めなり讚譽毀斥は是れ吾人人間の賞罰なるなり  
 吾人間に賞譽毀斥の裁斷あるは神が賞罰の權を吾人に受  
 附せるなり神は吾人に善功惡過を賞罰するの權を授附す  
 吾人須らく明かに裁し嚴に斷せざる可らず是れ神の命令  
 なり吾人の本分なり  
 吾人共に善功を視て賞譽するとを爲さざるは本分に背反  
 するとを爲すなり亦た惡過を視て毀斥するとを爲さざる

は等しく本分に悖戻するとを爲すなり吾人此の本分の事  
 を爲さざれば神の命令に反くなり神罰違ち我が身に臨む  
 吾人本分を竭して神罰を免かれざる可らず  
 爲すべきに屬するとを爲し爲す可らざるに屬するとを爲  
 さざるは吾人と本分なり此の本分に一致する所のものは  
 是れ我が友なるものなり我が味方なるものなり亦た此の  
 本分に反對する所のものは是れ我が仇なるものなり我が  
 敵なるものなり我が友を愛敬爲し我が味方を扶助すると  
 は是れ我が本分なるなり亦た我が仇を打撃爲し我が敵を  
 撲滅するとは是れ我が本分なるなり我れ能く吾か本分を  
 緊守し斷じて行ふとを爲せば神人擁護して我れに參助す  
 終局の勝利者たると必然なり



6/35

18  
576

明治二十八年二月二十五日印刷  
明治二十八年二月二十八日發行

著作  
發行人兼

櫻井靜

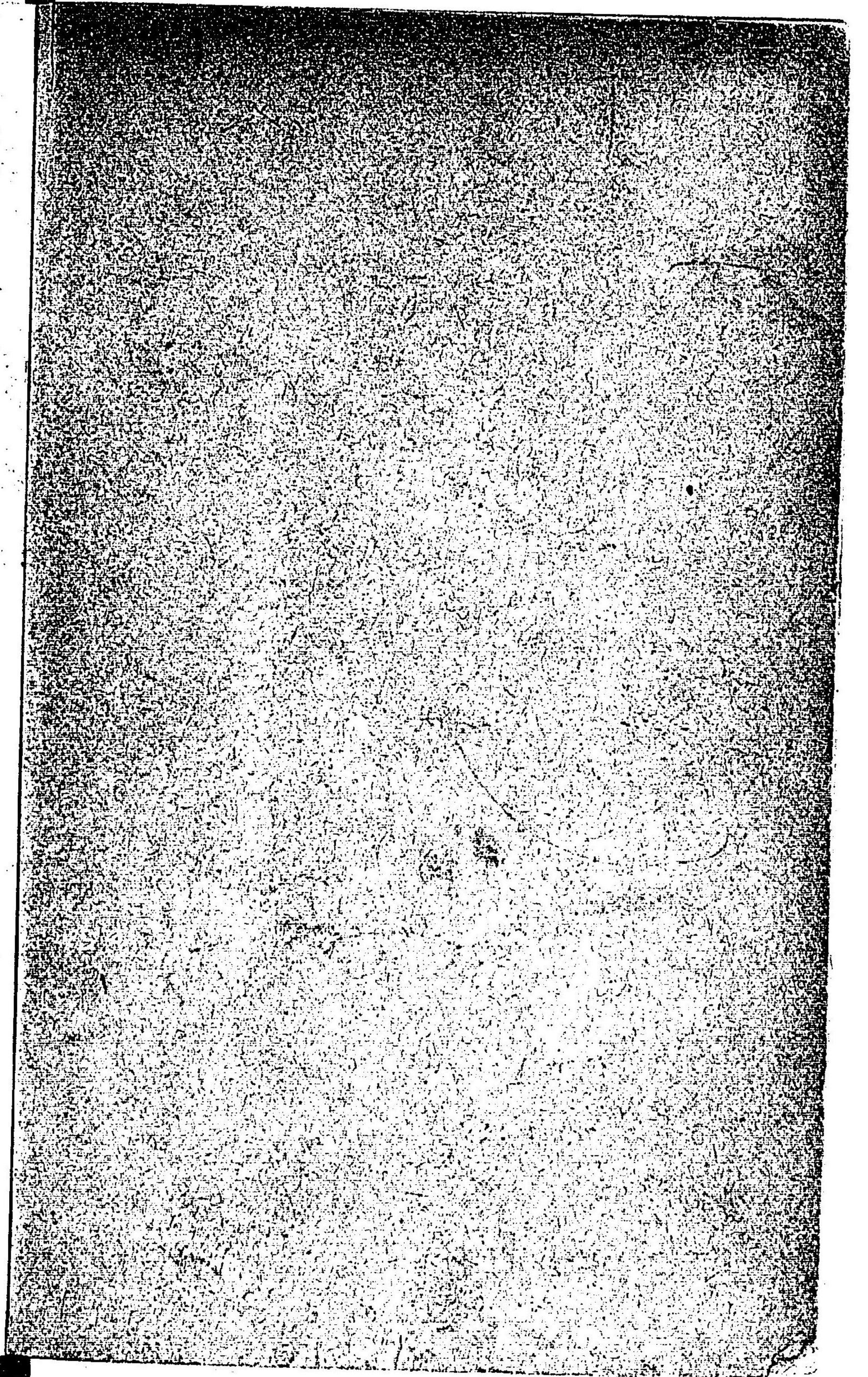
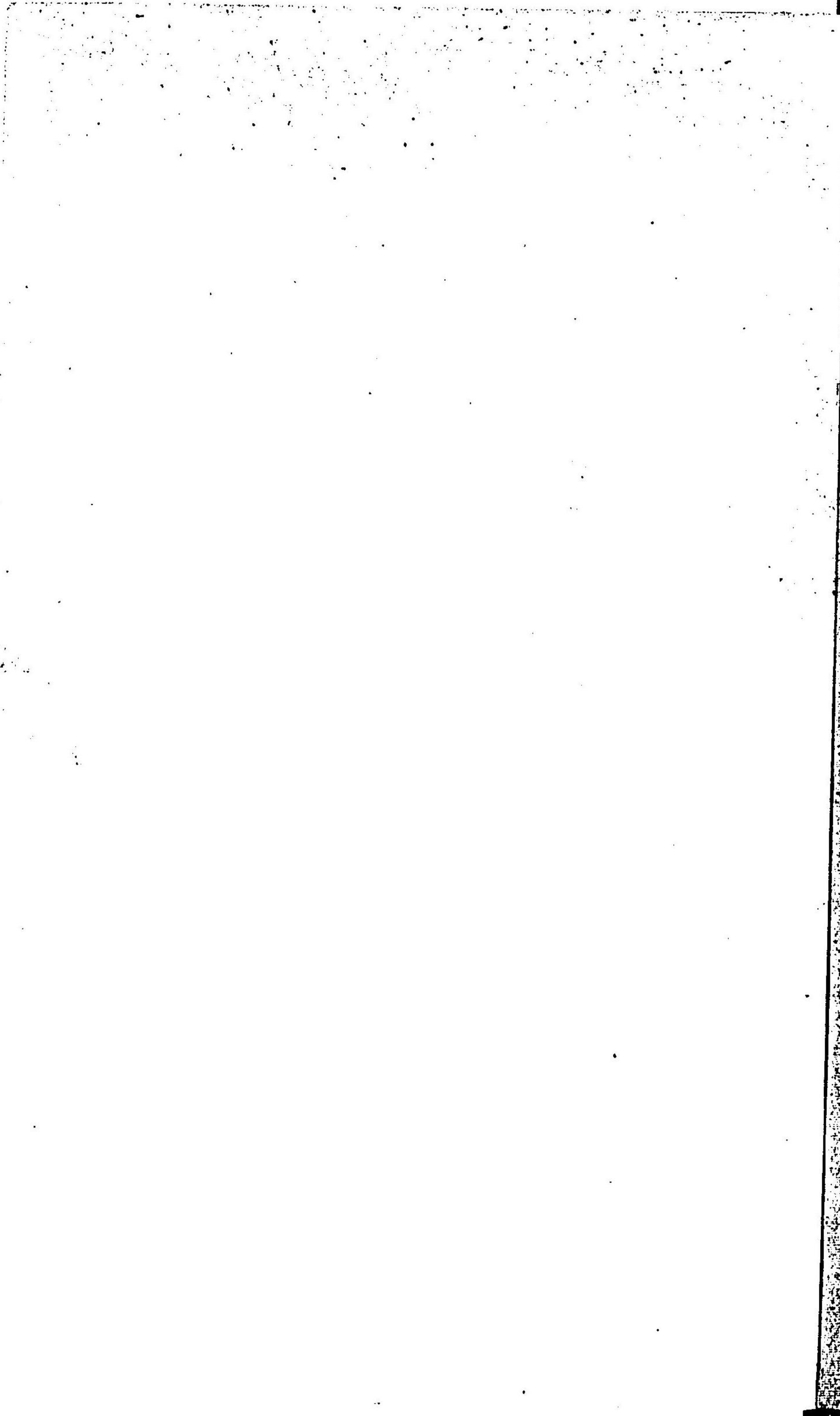
千葉縣武射郡二川村

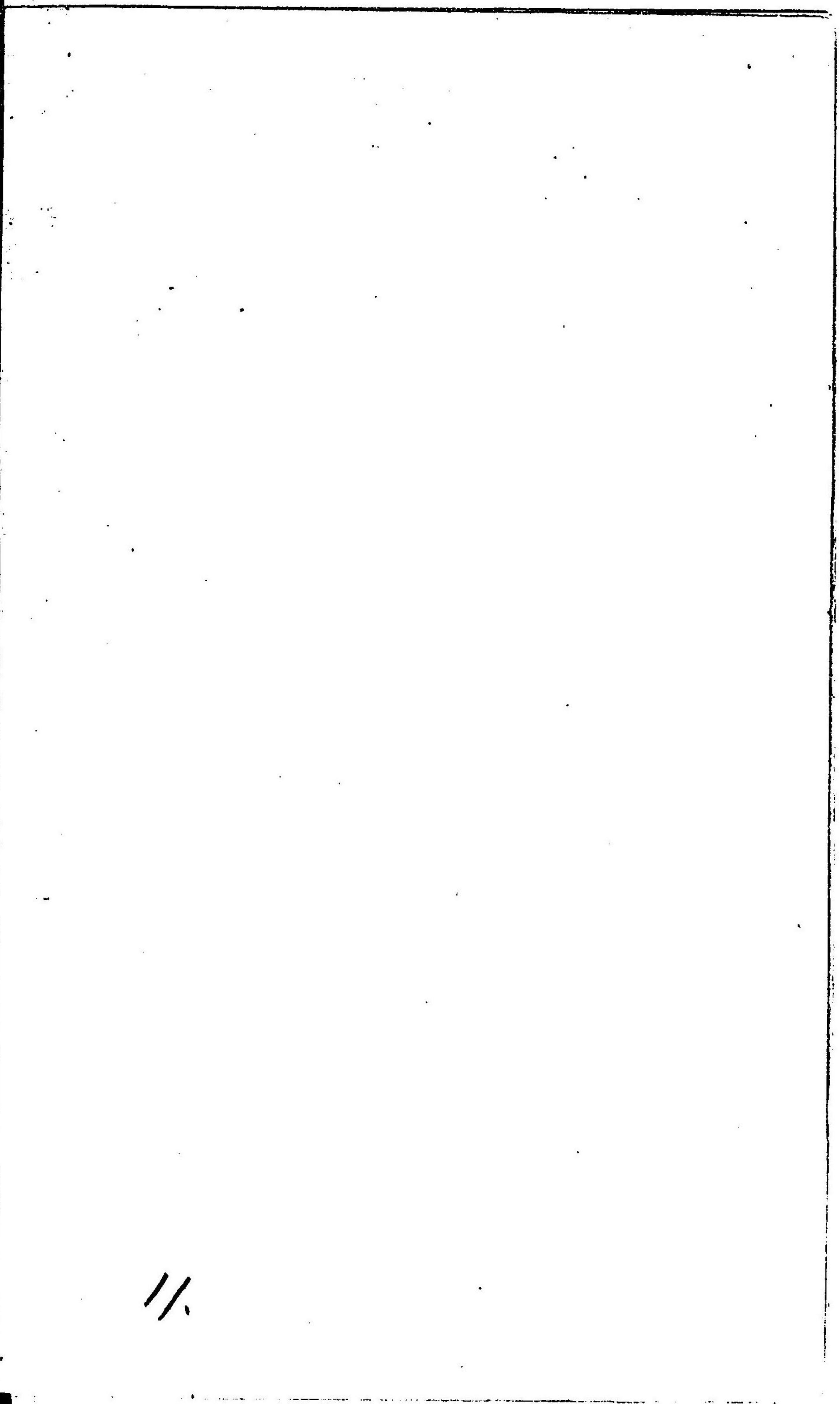
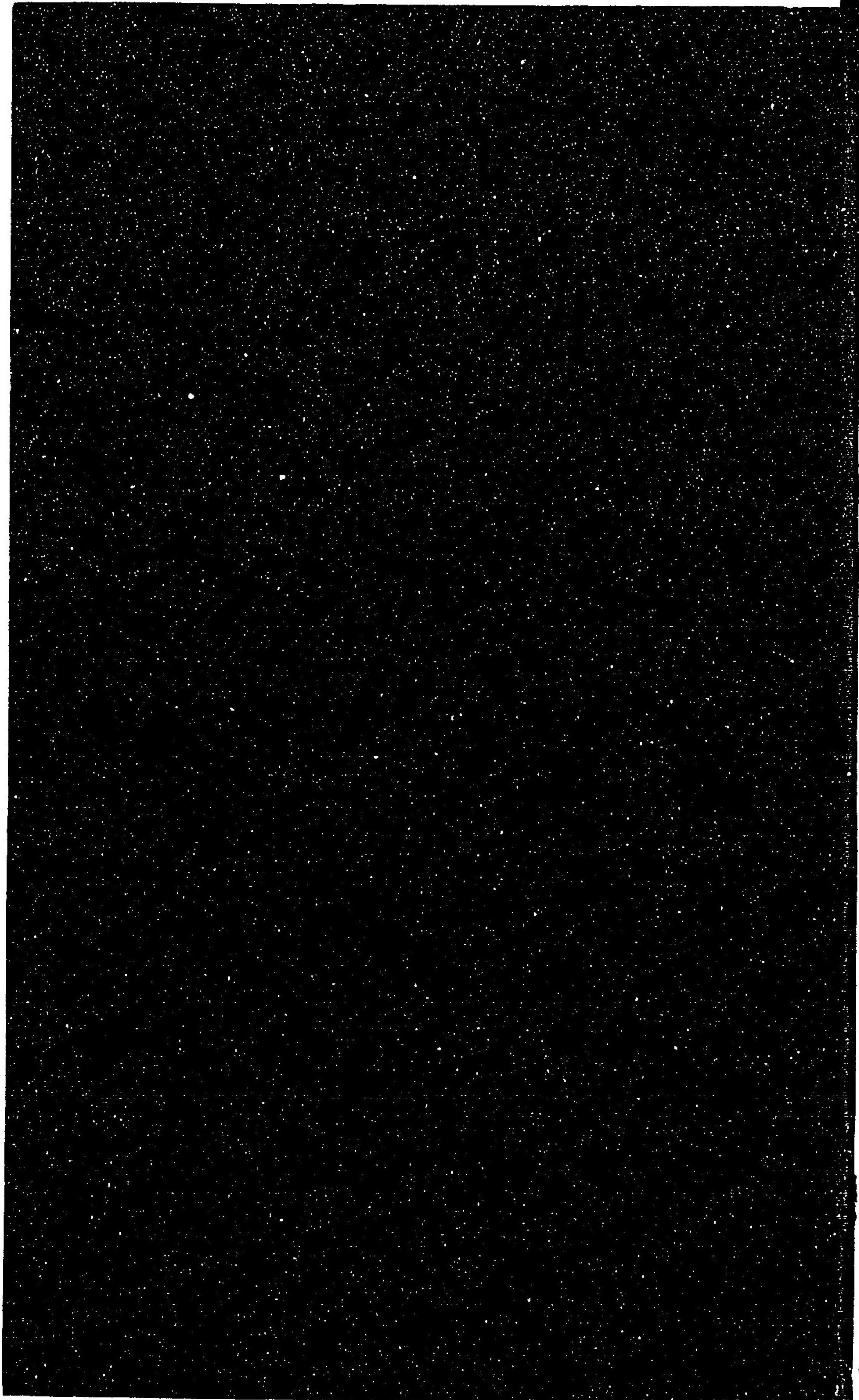
印刷人 高田乙三

東京市京橋區西紺屋  
町廿六七番地

印刷所

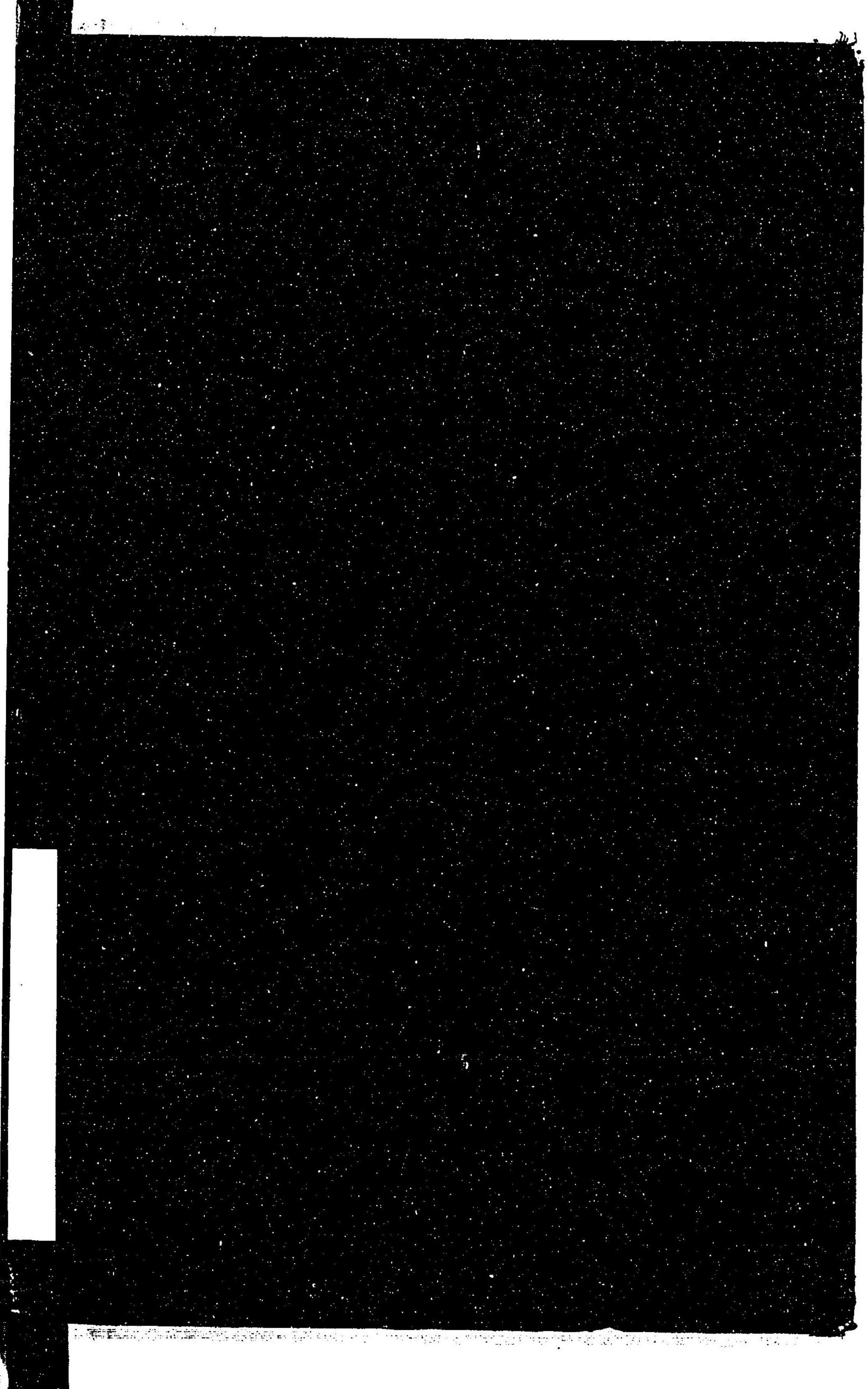
株式會社 秀英舍  
東京市京橋區西紺屋  
町廿六七番地





//

18
576



18  
576

013674-001-6

18-576

神人論

桜井 静 / 著

1冊 (103p)

M28, 35

ABA-0144



